

益田市人権・同和問題基本計画

平成 29 年 3 月

益田市

人権尊重都市宣言に関する決議

今日の産業・経済の進展と国民生活の向上は目覚ましいものがあります。その反面、複雑多様化する社会情勢の中において、人はすべて生まれながらにして人間として尊ばれ、生きる権利を有しているにもかかわらず、ややもすると利己主張・人命軽視の風潮や、差別意識の温存、法秩序軽視など、人権尊重思想の不徹底等が懸念され、誠に憂慮に耐えないところであります。

憲法が指し示す人権の尊重とその擁護こそは、地域づくりの基本をなすものであり、その思想をより広く、かつ深く全市民に浸透させ、明るく住みよい平和な社会環境を醸成するため、人権尊重都市とすることを宣言する。

上 決議する。

平成6年3月25日

益 田 市 議 会

目次

第1章 計画改定にあたって

1	計画改定の趣旨	1
2	計画改定の背景	1
(1)	国際的な潮流	1
(2)	国の取組	2
(3)	県の取組	2
(4)	本市の取組	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	3
5	計画の基本理念	3

第2章 施策の内容

1	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	4
(1)	家庭における取組	4
(2)	学校等における取組	4
(3)	地域社会における取組	5
(4)	企業等における取組	5
2	特定職業従事者に対する人権教育の推進	6
(1)	市職員	6
(2)	教職員等	6
(3)	保健、医療、福祉、消防関係職員等	6
3	重要課題への対応	7
(1)	同和問題	7
(2)	女性	9
(3)	子ども	10
(4)	高齢者	12
(5)	障がいのある人	14
(6)	外国人	16
(7)	H I V感染者・ハンセン病回復者等	17
(8)	北朝鮮当局による拉致問題等	18
(9)	犯罪被害者等	19
(10)	インターネットによる人権侵害	20
(11)	様々な人権課題	21

第3章 計画の推進

1	計画の推進体制	22
2	計画の進捗管理	22

【関連資料】

●人権・同和問題に関する意識調査結果	24
●世界人権宣言	56
●日本国憲法（抄）	60
●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	62
●同和対策審議会答申（抄）	64
●益田市附属機関設置条例（抄）	68
●益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則	69
●益田市人権・同和問題解決推進委員会委員名簿	70
●益田市人権施策推進委員会規程	71
●人権課題に関連する益田市の計画や方針等	72

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市では、平成14年に益田市人権・同和問題基本計画を策定し、平成20年、平成24年に改定を行い、人権が尊重される社会の実現に向けて、差別や偏見をなくし、個性や多様性を認め合い、誰もが平等に社会参画できる環境づくりを進めてきました。

しかし、平成28年5月に実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査」（以下「今回調査」という）では、前回調査（平成23年3月実施）に比べ、改善のみられるところもありますが、一方では、人権意識の低下や、他人事意識・無関心な人の増加なども明らかになり、市民の人権に関する意識には課題が残されている状況です。

また、近年は、社会的に弱い立場にある女性、子ども、高齢者、障がいのある人への暴行・虐待、インターネットを悪用した人権侵害、子どもの貧困、自死の問題、認知症高齢者等の問題等、様々な課題が顕在化しており、あらためて、一人一人の尊厳と人権の大切さについて、社会全体で取り組むことが求められています。

こうした様々な社会情勢や意識調査結果や本市における課題を踏まえて、人権教育・啓発の指針となる益田市人権・同和問題基本計画を改定します。

2 計画改定の背景

(1) 国際的な潮流

20世紀において二度にわたる悲惨な世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まり、1948（昭和23）年に国際連合（以下「国連」という）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めており、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準となっています。

そして、国連は世界人権宣言を実効あるものにするため、「国際人権規約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という）」、「児童の権利に関する条約（「子どもの権利条約」という）」、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という）」など、人権に関する多くの条約を採択しました。

また、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など、数々の「国際年」を定めるとともに、それぞれの課題に重点的に対応するため、「国連婦人の10年」、「国連障害者の10年」などの取組も展開しました。

しかしながら、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界各地で地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う著しい人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」という教訓を得、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まりました。

このような経緯を経て、国連は、1994（平成6）年、「人権教育のための国連10年（1995～2004年）」を決議し、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的プログラムとして「人

権教育のための国連 10 年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化の構築をめざした取組が始まりました。

(2) 国の取組

国においては、1947（昭和 22）年に日本国憲法が施行され、1956（昭和 31）年には、国連に加盟し、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」など多くの国際人権諸条約を批准し、人権尊重社会の形成に努めてきました。

さらに、国連の「人権教育のための国連 10 年」決議を受けて、1997（平成 9）年に『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定し、人権という普遍的文化の創造をめざして、あらゆる場を通じた人権教育の推進、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの重要課題への対応、国際協力の推進などの取組が開始されました。

加えて、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、2002（平成 14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることとしました。

このほかにも、「男女共同参画社会基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」など個別の関係法を制定し、21 世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が行われています。

また、2008（平成 20）年には、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」が文部科学省より公表され、学校における人権教育の指導方法について、具体的な実践事例等の資料を提示し、人権教育の一層の推進を図るための取組が進められています。

(3) 県の取組

県においては、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など様々な人権問題について、個別に計画やプランを策定し、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、それぞれの課題解決に向けて取り組みました。

2000（平成 12）年には、「島根県人権施策推進基本方針」を策定し、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進してきました。

しかしながら、依然として、差別や虐待などの人権侵害が後を絶たないなど、多くの課題が残されており、また、国際化や情報化、少子高齢化など、社会環境の急速な変化を背景に、新たに発生した人権問題や法令・計画などに対応するため、2008（平成 20）年に、「島根県人権施策推進基本方針」を改定しました。

(4) 本市の取組

本市においては、2001（平成 13）年に「第 4 次益田市総合振興計画」を策定して以降、同和対策を市政の重要施策に位置づけ、同和対策審議会答申を尊重しながら、同和地区の実態を踏まえ

る中で計画を点検・補完しつつ、諸施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。そして、この間の取組により、部落差別に起因した環境の改善、生活の安定した層の増加、市民の同和問題に関する認識の向上等、多大な成果を上げてきましたが、依然として根強く存在している差別意識の解消等、なお解決すべき課題も残されています。

このため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決は行政の責務であるとの基本認識に立ち、2002（平成 14）年に益田市人権・同和問題基本計画を策定しました。2004（平成 16）年 11 月には、美都町・匹見町との合併による新益田市の誕生を踏まえ、2008（平成 20）年、2012（平成 24 年）に計画改定を経て、学校や地域、職場など様々な機会を通して人権教育・啓発に関する取組を進めてきました。

さらに、2011（平成 23）年には、「第 5 次益田市総合振興計画」を策定し、「安心して生活ができ、だれもがいきいきとしているまち」を基本目標として、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、その推進を図ってきました。

3 計画の位置づけ

本計画は、国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）第 5 条の規定に基づき策定するもので、「第 5 次益田市総合振興計画」や関連する諸計画との整合性を図り、人権が尊重される社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すものです。

4 計画の期間

本計画の期間は、2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度までの 5 年間とします。
なお、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の基本理念

本計画では、一人一人の個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根づき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念とします。市民一人一人が人権尊重の必要性や重要性を学び、人権に対する意識を高め、日常生活において、具体的な行動につなげていくことをめざします。

そして、これまでの同和問題解決に向けた取組が、大きな役割を果たしてきたという成果を踏まえ、女性、子ども、障がいのある人、高齢者等、様々な人権課題に対する取組を進めるうえで、その取組に学び、すべての市民が自主的・主体的に、学習や社会参加活動等に取り組む気運の醸成に努めます。

家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場においてさらに人権教育・啓発が普及、浸透するよう、きめ細かい取組を推進します。

人権が尊重される社会は、市民一人一人の不断の努力により築きあげられるものであり、その実現のためには、人権問題を自分自身の問題として捉え、その解決に向けて主体的に取組を進めていく必要があります。

第2章 施策の内容

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権の意義や重要性を知識として理解するだけでなく、日常生活の中で行動や態度となって現れることが重要です。そのためには、市民一人一人が様々な人権問題について認識を深め、その解決を自分自身の課題として捉えるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を進める必要があります。

(1) 家庭における取組

家庭は、子どもにとってすべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など、人権意識を育むうえで重要な役割を果たしています。

家庭教育においては、親をはじめ家族が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権感覚をもって子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家事などに男女が協力して分担するなど、家族がお互いを尊重し助け合う意識づくりを進めることも大切です。

しかし、近年、家庭における養育力が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、^{*1}ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）、育児放棄など、家庭において様々な人権問題が顕在化している状況が見受けられます。

このような問題を解決していくためには、学校、地域、関係機関等が相互に連携を深め、家庭における人権教育を推進することが重要です。

(2) 学校等における取組

保育所、幼稚園、学校では、子どもの発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解を深める指導を行うなかで、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように意識や態度の向上を図っていきます。さらに、あらゆる教育活動を通じて豊かな人間性を育むとともに、様々な人権課題に対する理解を深め、「いじめ」をはじめとした身近な問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的な態度を育てます。

また、学校等における人権教育の成果が子どもの人権感覚の育成へと着実に結びつくためにも、家庭や地域との連携を進めていきます。さらに、異校種間の連携を通して、系統的・継続的な人権教育の推進を図っていきます。

人権教育の推進にあたっては、「同和教育指導資料第19集」（平成8年島根県）で示されている進路保障の理念をもとに、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくことができるように、すべての子どもたちの実態とその背景に寄り添い、進路保障の取組を行います。また、これまで培われてきた同和教育の成果や手法を生かすとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年文部科学省）や「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」（平成20年島根県）、「人権教育指導資料第2集」（平成27年島根県教育委員会）等の趣旨を踏まえ、計画的かつ組織的な取組を行っていきます。

(3) 地域社会における取組

地域社会は、日常生活を通して、善悪の判断や生活習慣などを身につけていく学習の場であり、他者の思いに共感したり、相手の立場を尊重する態度を育む役割があります。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化などが進む中で、地域社会での人間関係や社会意識が希薄になり、地域の教育力や機能の低下が懸念されるようになりました。さらに、今も根強く残る固定的な役割分担意識や、昔ながらの不合理な迷信や因習、男性中心の考え方など地域には様々な人権課題があります。今までも、公民館等を中心に人権・同和問題に関する意識啓発の取組を進めてきましたが、今後も一層学習機会や情報提供を行い、地域の特性を活かした人権学習を推進します。

そして、市民一人一人が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決を自らの課題として捉えることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるための取組を進めていきます。

(4) 企業等における取組

近年、企業等も社会を構成する一員であるという考えから、企業の社会的責任（※²CSR）や社会貢献が求められるようになりました。そして、公正な採用を促進するとともに、公正な配置・昇進や、※³ハラスメントなどのない誰もが働きやすい職場づくりなど、人権を尊重する取組に対して、一層の努力が期待されています。

企業等が、人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題として捉えることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるよう、人権教育・意識啓発を推進します。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的又は経済的なあらゆる形の暴力行為をいう。

※2 CSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ）とは

法令遵守に加え、企業の自発的活動として、人権問題や環境保護活動などに取り組むことにより、社会的責任を果たしていくこと。

※3 ハラスメントとは

他者に対する発言・行動が相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えること。セクシャル・ハラスメント（性的な言動による嫌がらせ行為）、マタニティ・ハラスメント（働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為）、パワー・ハラスメント（職場の権力を利用した嫌がらせ）、モラル・ハラスメント（モラルによる精神的な暴力や嫌がらせ）などがある。

2 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、すべての人々を対象に取組を進める必要がありますが、とりわけ本市において人権に関わりの深い特定の職業従事者に対して、人権教育に関する取組を積極的に進めていくことが求められています。

(1) 市職員

市職員は、公務員として自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが強く求められています。市職員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、一人一人が確かな人権感覚を身につけて、それぞれの職務において適切な対応が行えるよう、人権研修を行い人権感覚の高揚を図ります。

また、自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。

(2) 教職員等

教職員等は、子どもたちの重要な人格形成期に、教育活動を通して大きな影響を与える職業です。指導者である教職員自らが人権課題や差別に対する認識を深め人権意識の高揚を図るとともに、指導力を向上させ、人権・同和教育を推進する必要があります。

(3) 保健、医療、福祉、消防関係職員等

特に、保健、医療、福祉、消防関係職員等は、市民の生命や健康を守るという大変重要な役割を担っています。常に人権尊重の視点に立ち、相手の立場に配慮して職務が遂行できるよう、人権意識の高揚に努める必要があります。

3 重要課題への対応

(1) 同和問題

【現状と課題】

昭和40年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。その後、「同和対策事業特別措置法」(昭和44年)、「地域改善対策特別措置法」(昭和57年)、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和62年)に基づき、平成14年3月末に廃止されるまで33年間にわたって同和問題解決に向けた様々な取組が実施されてきました。

また、平成8年の「地域改善対策協議会意見具申」においても、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものではないとは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と今後の施策の方向性が示されています。

本市において、平成9年に設置した人権センターは、^{*1}隣保館として位置づけ、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、生活上の各種相談事業の実施、研修会や講演会の開催、地域住民との交流などの取組を行い、同和問題の解決に向けて大きな役割を果たしてきました。

そして、平成14年には、益田市人権・同和問題基本計画を策定し、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざして、同和問題の解決、人権意識の高揚に努めてきたところです。

こうした取組により、生活環境の改善など物的な基盤整備が行われ着実に成果をあげ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されましたが、その一方で、教育、就労、産業面の問題など格差が生じている分野も見られ、依然として根深く存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、なお存在している格差の是正など、今日解決すべき課題が残されています。

今回調査結果によると、「同和問題について初めて知ったのは、どのようなきっかけでしたか」の問いに対しては、「学校の授業で教わった」が最も多く、また、前回調査と比較しても増えていることから、学校で正しい知識を学び正しく理解する環境に変わりつつあることがわかります。

次に、「結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査をすること」について、「間違っていると思う」と回答した人は、前回調査より大幅に増えており、学校や地域社会等で取り組んできた教育・啓発の成果が見られました。

しかしながら、「本市には同和問題に起因する差別はあると思いますか」の問いに対しては、「わからない」と回答した人が最も多く、「昔ほどではないがあると思う」、「ないと思う」と続いています。

また、同和問題の解決に対する考え方について、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」とした回答が前回調査より減っていること、さらに「よく考えていない」とした回答が大幅に増えていることから、同和問題を他人事と考える人や無関心な人が増えていることがわかります。

そして、「同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか」の問いに対しては、「差別をなくし人権を大切にする教育や啓発を積極的に進める」という回答が最も多かった反面、「同和問題のことなど口に出さないでそっとしておけばそのうち差別は自然になくなる」とか、「同和地区の人が一定の地区にかたまわって生活しないで分散して住むようにする」といった回答もあり、学校や地域社会で学んだことが同和問題解決への自己課題化と行動化に繋がっていないことも明らかになりました。

こうしたことから、同和問題の解決に向かって主体的な取組を進めるため、歴史を学び直すとともに、これまでの取組の成果を踏まえ、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別を許さない社会をめざし、その一歩を踏み出すことが大切です。学校や地域そして行政が一体となって、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざした取組を進める必要があります。

※1 隣保館とは

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設。

【施策の方向性と取組】

法律に基づく特別対策は終了しましたが、法の失効が同和問題解決に向けての取組の終結を意味するものではなく、今後も必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

また、今後の同和問題に関する差別意識の解消にあたっては、平成8年の「地域改善対策協議会意見具申」を尊重し、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、その経緯を十分認識しながら、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げてきた取組や研究の成果を踏まえ、効果的な教育・啓発などを積極的に推進します。

① 学校教育の取組

○すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。

○各種研修会によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。

② 社会教育の取組

○各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。

③ 啓発・広報活動の推進

○人権センターを核とし、社会教育団体、石西地域人権を考える企業等連絡協議会、NP
○法人等と連携し、各種講演会、イベント等を企画し啓発・広報活動に努めます。

④ 人権センター事業の充実

○人権センターは、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。

(2) 女性

【現状と課題】

近年、セクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」という）、マタニティ・ハラスメント（以下「マタハラ」という）をはじめ、DV、デートDV、ストーカー行為など、女性に対する性暴力・性被害が深刻な社会問題となっています。引き続き、未然防止教育や意識啓発、相談機関の周知徹底、被害者支援など、関係機関と連携を図りながら人権侵害や暴力根絶に向けた取組を進める必要があります。

今回調査結果では、「女性の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「セクハラ、マタハラ」の回答が最も多く、「職場において採用、昇進、賃金等、男女の待遇に差があること」、「男は仕事、女は家庭などの男女の固定的な役割分担意識があること」と続いています。

依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることから、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、取組を進めていく必要があります。

【施策の方向性と取組】

本市では、平成26年4月に施行した「益田市男女共同参画推進条例」及び平成28年3月に策定した「第3次益田市男女共同参画計画」等に基づき、男女共同参画社会のまちづくり実現のため総合的、計画的に推進していきます。

① 人権尊重の意識づくり

- 女性の人権を尊重し、意識を高めるための研修会を実施します。
- 男女平等、男女相互理解についての教育を進めます。
- 性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。

② 女性に対するあらゆる暴力根絶の取組

- 暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を傷つけることを認識し、理解を深めるために講演会や研修会を開催します。
- 啓発パンフレットや広報等による啓発を実施するとともに、デートDV防止等の未然防止教育を進めます。
- 相談しやすい体制づくりに努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。

③ 働きやすい職場づくり

- 事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。
- セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。
- 仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

(3) 子ども

【現状と課題】

近年、少子化や核家族化の進行、都市化に伴う地域における人間関係の希薄化など、社会環境が大きく変化し、子どもたちをめぐる問題も複雑・多様化しています。いじめや体罰、児童虐待など子どもの人権が侵害される事件が後を絶たず、不登校や家庭への引きこもりなどの問題が深刻化しています。

また、インターネットの急速な普及に伴い、子どもたちも携帯電話やタブレット端末を利用する機会も多くなり、インターネット上に氾濫する違法・有害情報にアクセスし、犯罪に巻き込まれるケースやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用するなかで、個人情報流出、発生するトラブルも多くなっています。

今回調査結果によると、子どもの人権で特に問題だと思ふことがらは、「仲間はずれや無視、暴力やいやがらせなどいじめをすること」、「親などが子どもに暴力を加えたり、育児放棄など虐待すること」、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」という回答が多く、いじめや体罰、虐待への問題意識が高いことがわかります。

子どもの人権を守っていくために、今後は、いずれも未然防止及び早期発見に努めるとともに、関係機関が連携し、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進める必要があります。

【施策の方向性と取組】

本市では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」や、平成27年3月に策定した「益田市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

① 社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組

○家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。

○仕事と子育ての両立ができる職場環境の確立をめざし、企業等に対する啓発活動を推進します。

② 子どもの権利条約などの理解促進

○学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。

③ 要保護児童等への適切な支援

○要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。

○虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。

④ いじめの未然防止・早期発見に向けた取組

○益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組んでいきます。

⑤ 体罰根絶に向けた取組

○体罰は重大な人権侵害であることを教職員一人一人が認識し人権意識を高めるとともに、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めます。

⑥ 子どもの貧困に対する支援

○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、保健、医療、福祉、教育など子どもに関わる機関が子どもの貧困に対する視点を持ち、早期発見・早期支援に取り組みます。

○子どもの貧困の背景には、保護者等の複合的な課題があることも認識し、子どもへの支援と同様に保護者等への支援に取り組みます。

⑦ 情報モラル教育の推進

○インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し活用できる能力の育成や向上に努めます。

(4) 高齢者

【現状と課題】

我が国では、平成 27 年度国勢調査における高齢化率は、26.7%であり、4 人に 1 人は高齢者となっています。

本市においても、平成 28 年 3 月末現在で、高齢化率 35.3%、3 人に 1 人は高齢者で、地区によっては高齢化率が 60%を超えるところもあり、国を大きく上回って少子・高齢化が進んでいます。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者に関する地域課題の解決を図るための体制づくりが引き続き必要となってきます。

こうした状況の中、今回調査結果によると、「高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」、「在宅で生活する場合の支援体制が十分でないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」などの回答が多くを占めました。

近年、高齢者を狙った特殊詐欺被害の増加や高齢者への身体的・心理的虐待、認知症高齢者に対する偏見など、高齢者の人権に関する深刻な問題が山積しています。

高齢者が社会の一員として、役割、生きがいを持ちながら、積極的に社会参加できるよう環境整備を図るとともに、高齢者がいつまでも自分らしく、安心して暮らし続けていくために一人一人が高齢者について理解を深め、みんなで共に支え合う環境づくりが必要となっています。

【施策の方向性と取組】

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第 6 期えっとまめなプラン（益田市老人福祉計画・益田市介護保険事業計画）」等を踏まえ、「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民みんなで共に支えあうまちづくり」をめざして、取組を進めていきます。また、高齢者一人一人が安心して暮らせるよう高齢者やその家族を支える相談機関として地域包括支援センターが整備されており、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健、医療、福祉、介護とのネットワークの構築、高齢者虐待の防止、成年後見制度の利用支援など高齢者支援の充実を図ります。

① 安否確認の体制整備

- 要援護者に対し、地域住民、地区社協、自治会等と連携・協力しながら、声かけや見守りなどを行います。
- それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。

② 相談体制の充実

- 地域包括支援センターでは、高齢者の暮らしを地域でサポートするため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種を配置し、チームアプローチによって専門的に対応します。
- 民生委員・児童委員と連携し、必要なサービスの情報提供や適切な機関への紹介等の支援をします。

③ 生きがい活動への支援

- 高齢者の健康といきがいくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。
- 高齢者自らが行う、社会奉仕活動、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。

④ 介護予防事業の推進

- 高齢者が健康や介護予防に関心を持ち、生活習慣病や認知症等の予防に取り組み、住み慣れた地域で健やかに生活できるように推進します。
- 地域特性に応じた介護予防基盤整備のため、地域組織や団体と連携し、地域主体の介護予防を推進します。
- 要介護認定者の方に対して、生活機能の維持向上のための目標、プラン、サービス提供を行うとともに、定期的に評価、見直しを図ります。

⑤ 認知症への理解と支援体制の整備

- 認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため認知症への理解や、認知症高齢者やその家族への理解を深める研修会等を開催します。
- 冠婚葬祭や介護疲れなどで介護ができないときの介護者支援の充実を図ります。
- 認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう関係機関の調整を行います。
- 地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族を支えるネットワークづくりを行います。

⑥ 高齢者の権利擁護に関する取組

- 高齢者虐待対応ケア会議を開催し、支援の方向性を明確にし、より専門的な支援に繋がっていきます。
- 高齢者の権利擁護について、周知・啓発、個人の理解を深めるために参加者に応じた研修会を開催します。
- 成年後見制度の利用促進のために申立て支援や、低所得者に対する成年後見人等の報酬の助成を行います。
- 地域福祉の担い手として、高齢者の様々な権利を地域から支えることが期待される市民後見人の活動を推進していきます。

⑦ 消費者被害等の未然防止の取組

- 高齢者をはじめ地域住民に対して、消費者問題等の理解を深め、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。
- 消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。

(5) 障がいのある人

【現状と課題】

国においては、「障害者基本法」をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」等により^{*1}「ノーマライゼーション」理念の浸透が推進され、平成28年4月には、障がいを理由とする^{*2}「不当な差別的取扱いの禁止」と^{*3}「合理的配慮の不提供の禁止」を定めた「障害者差別解消法」が施行されました。

また、平成28年に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」では、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するほか、障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置を講ずることを義務（合理的配慮の提供義務）づけています。

今回調査において、様々な人権課題がある中で、「障がいのある人の人権」への関心が一番高く、また、「障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」、「障がいのある人を虐待する、避ける、傷つける言葉を使うこと」という回答が多くなっています。

障がいのある人への理解や認識が不十分であることが問題点として挙げられていることから、今後、障がいのある人への理解、また、障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」について、理解・啓発に取り組むとともに、より一層推進していく必要があります。

【施策の方向性と取組】

本市では、平成27年3月に策定した「安心いきいきプラン（第4期益田市障がい者基本計画、第4期益田市障がい福祉計画）」等に基づき、身近な地域での障がいのある人の多様なニーズに対応するための総合的な障がい者自立支援体制の確立をめざして進めていきます。

① バリアフリー社会の実現

○障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。

○市民一人一人が障がいおよび障がいのある人に対する理解と認識を深め^{*4}ソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。

② 地域生活の支援体制の充実

○障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。

○個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。

③ 自立と社会参加の促進

○障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、より充実した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、労働等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。

○障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。

④ 障がいのある人の権利擁護の取組

○障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。

○障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。

※1 ノーマライゼーションとは

障がいのある人などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え。

※2 不当な差別的取扱いとは

正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはつけないような条件を付けたりすること。

※3 合理的配慮の不提供とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、事物、制度、慣行、観念などの「社会的障壁」を取り除く配慮をしないこと。

※4 ソーシャルインクルージョンとは

社会の中で、誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会である、という考え方を実現するための手段。

(6) 外国人

【現状と課題】

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会問題になっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されることではありません。違いを認め、互いの人権を尊重する共生社会をめざして取組を進めていく必要があります。

本市における在住外国人は、平成28年3月末現在、14カ国322人で、総人口に占める割合は0.67%となっています。

今回調査結果では、「外国人の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」「施設・道路・鉄道案内の外国語表記など、外国人にも暮らしやすいまちづくりが図られてないこと」、「近隣や地域の人との交流や理解を深める機会が少ないこと」などの回答が多くなっています。

外国語による生活情報の発信や相談機関などの周知をはじめ、在住外国人にとって安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

【施策の方向性と取組】

お互いに価値観の違いを理解し、地域住民として共に生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現をめざして、教育・啓発を進めます。

① 差別意識解消のための教育・啓発の推進

○外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。

○益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。

② 多文化共生社会づくりの推進

○日本語がわからずに生活に課題があるまま地域に居住している外国人の方々を対象に、日常的な会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。

○市民を対象として異文化に触れる機会を提供し、多文化理解のための講座を実施します。

③ 外国にルーツをもつ児童生徒への支援

○日本語サポーターを配置して、対象生徒の実態に応じて、授業の中で日本語の支援を行います。

④ 外国人のための相談体制の充実

○在住外国人からの相談に対し適切な支援を行い、相談体制の充実を図ります。

○行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。

(7) HIV感染者・ハンセン病回復者等

【現状と課題】

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、就職や入学の拒否、職場解雇、アパートへの入居拒否、立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

また、ハンセン病患者に対しては、平成8年に、「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離が継続され、療養所の入所者の多くは、長期間の隔離と自身や家族、親族などの高齢化等によって社会とのつながりを断たれ、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難な状況にあります。

今回調査結果では、「エイズ患者やHIV感染者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対して、「エイズ・HIVに関する正しい認識や理解が十分でないこと」、「患者や感染者のための相談・支援体制が十分でないこと」、「差別的な発言や行為をすること」などの回答が多くを占めました。同様に、ハンセン病回復者の人権についても、「怖い病気といった誤解があること」、「社会復帰が困難なこと」、「じろじろ見たり、避けたりすること」となっています。

エイズやハンセン病、感染症等について、正しい知識の普及を図るとともに、偏見や差別の解消に向けて、引き続き意識啓発を進めていく必要があります。

【施策の方向性と取組】

エイズやハンセン病、感染症等に関する正しい知識の普及を図ることにより、偏見や差別意識を解消するための教育・啓発に努めます。

① 啓発活動及び講演等の開催

- 人権センター等や学校で開催する講演会及び研修会において、HIV感染者及びハンセン病について正しい理解が得られるよう啓発活動を行います。

(8) 北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

平成 14 年 9 月の日朝首脳会談で、北朝鮮側は、長年否定してきた拉致を初めて認め、謝罪しました。その後、拉致被害者として認定している方をはじめ、ほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、捜査・調査が進められています。

北朝鮮当局による拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題等の解決のためには、幅広い国民層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深める必要があります。

昭和 48 年、市内で行方不明になり、特定失踪者問題調査会が「拉致の可能性が否定できない」としている益田ひろみさんについても、拉致問題の早期解決と真相究明が求められています。

【施策の方向性と取組】

問題の早期解決に向け、北朝鮮当局による拉致問題等に関する市民の関心と認識を一層深める必要があります。

① 啓発・広報の推進

○国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。

② 学校教育の取組

○児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

(9) 犯罪被害者等

【現状と課題】

近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

また、犯罪被害者等をめぐる問題として、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等があります。

今回調査結果では、「犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが必要だと思いますか」の問いに対して、「報道によりプライバシーが侵害され、私生活の平穩が保てなくなること」とした回答が最も多く、「事件に関して、周囲でうわさ話をする事」、「捜査や裁判によって精神的・経済的負担がかかること」と続いています。

このような動向を踏まえ、犯罪被害者等が置かれている状況を理解するための啓発を進めていく必要があります。

【施策の方向性と取組】

被害者の視点に立ち、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、プライバシーの保護など犯罪被害者等への理解を深めるための人権教育・啓発に取り組みます。

① 意識啓発の推進

○社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。

② 関係機関との連携

○国、県、警察等と連携を図りながら、被害者に対する支援を行います。

(10) インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットや携帯電話などの普及により、情報の収集や発信などの利便性は大きく向上し、効率的で豊かな社会生活を享受できるようになった一方で、他人のプライバシーを侵害したり、誹謗中傷するような悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる有害な情報が掲載されるなど、ネット社会における匿名性を悪用した深刻な人権侵害が発生しています。

今回調査結果では、「インターネットを悪用した人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「他人へのひどい悪口や差別的な表現などを掲載すること」と回答した人が最も多く、「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」、「法的規制が不十分であったり、違法な情報発信者に対する監視・取り締まりが十分でないこと」と続いています。

【施策の方向性と取組】

情報化社会がもたらす影響について人権擁護の視点に立った正しい知識を習得するとともに、情報の収集や発信に対する個人の責任やモラルについての理解を深められるよう取組を進めます。

① 意識啓発の推進

- 情報化社会がもたらす影響について、正しい知識の普及を図るとともに、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。
- 情報化社会における正しい判断や関わり方について周知するとともに、情報化社会で安全に生活できるための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識の向上に努めます。

(1 1) 様々な人権課題

① アイヌの人々

アイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統、及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就職や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには本人の強い意欲とともに、円滑な社会復帰を実現するため、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力を深めていくことが重要です。

③ ホームレスに対する差別

ホームレスの人々の生活の自立を支援するための取組が行われている一方で、ホームレスに対するいやがらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。必要な個別支援、相談対応を行うとともに、周囲の人々の関心と理解を深めていくことが必要です。

④ 性的指向を理由とする差別

性愛の対象として、異性ではなく同性や両性に対して愛情を抱く人々は少数であるため差別や偏見のまなざしで見られたり、場合によっては職場を追われるような人権問題が発生しています。性的指向に関わる差別や人権侵害が存在し、それを解決するために、性的指向についての理解と認識を深めていくことが必要です。

⑤ 性同一性障害を理由とする差別

「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性別の変更も認められるようになったものの、差別や偏見のまなざしで見られることが多く、就職や住宅を借りる際など、社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた取組を進めるとともに、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

⑥ 人身取引による人権侵害

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引を撲滅するための認識と理解を深める啓発に努めます。

⑦ 東日本大震災に起因する差別

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい認識を持ち問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

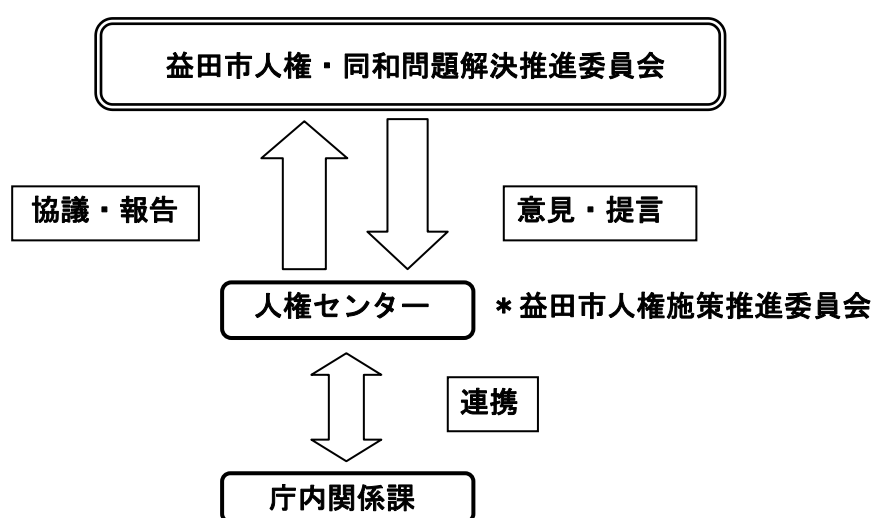
第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係課長を構成員とする益田市人権施策推進委員会を設置し、庁内関係部署と連携しながら取組を進めるとともに、益田市人権・同和問題解決推進委員会では、計画の推進、評価及び見直し等について審議し、人権教育・啓発に関する施策の推進を図ります。

また、益田市各地区人権・同和教育推進協議会など地域ぐるみで活動する団体や、様々な人権課題をテーマに活動しているNPO団体等との連携を深め、市民と行政の協働により進めていきます。

さらに、人権教育・啓発の効果的な推進には、市民一人一人の学習や行動とともに、社会全体の取組が必要であり、国・県・市の行政機関はもとより、地域、学校、企業等がそれぞれの役割に応じて連携しながら取組を進めていきます。



2 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、益田市人権・同和問題解決推進委員会に毎年度報告するとともに、その状況について点検・評価を行い、益田市人権施策推進委員会と連携を図り改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととします。

また、本計画は、5年ごと及び必要に応じて調査を行い実態の把握に努めるとともに、その間の取組の成果を分析し、実効性のある計画の推進を図ります。

《関連資料》

- 人権・同和問題に関する意識調査結果
- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抄）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 同和対策審議会答申（抄）
- 益田市附属機関設置条例（抄）
- 益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則
- 益田市人権・同和問題解決推進委員会委員名簿
- 益田市人権施策推進委員会規程
- 人権課題に関連する益田市の計画や方針等

人権・同和問題に関する意識調査結果

1. 調査の目的

この調査は、さまざまな人権課題に関する市民の意識を把握し、平成28年度に改定する益田市人権・同和問題基本計画の基礎資料にするとともに、市民一人ひとりの人権が尊重されたまちづくり実現のために施策を充実させることを目的として行うこととする。

2. 調査の概要

(1) 調査対象者

益田市内に住所を有する満20歳以上の市民1,000人

(2) 調査対象者の抽出方法

住民基本台帳から年代別均等無作為抽出方法により抽出

(3) 実施方法と実施時期

平成28年5月27日、郵送により送付し、6月10日を締切として回収を行った

3. 回収結果

(1) 回収数 400人

(2) 回収率 40.0%

【回答者について】

① 性別

区 分	人 数	割合 (%)
男性	178	44.5
女性	202	50.5
その他	1	0.2
無回答	19	4.8
合計	400	100.0

② 年齢

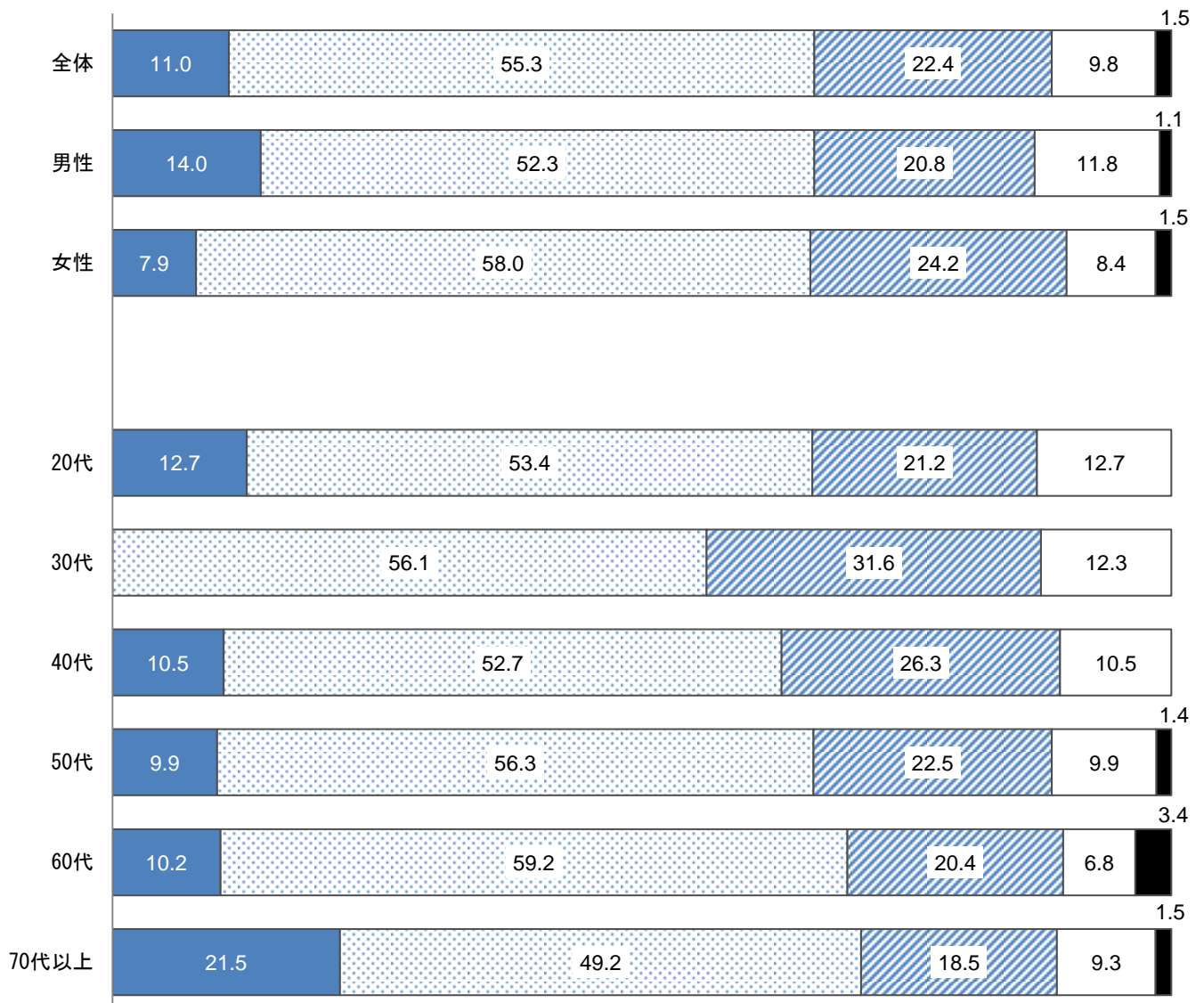
(単位：人)

区分	配布数 (%)	回収数					回収数/ 配布数 (%)
		男性 (%)	女性 (%)	その他 (%)	無回答 (%)	合計 (%)	
20~29 歳	167	21	26			47	28.1
	16.7	11.8	12.9			11.7	
30~39 歳	167	22	34	1		57	34.1
	16.7	12.4	16.8	100.0		14.3	
40~49 歳	167	33	24			57	34.1
	16.7	18.5	11.9			14.3	
50~59 歳	167	34	35		2	71	42.5
	16.7	19.1	17.3		10.5	17.7	
60~69 歳	166	41	45		2	88	53.0
	16.6	23.0	22.3		10.5	22.0	
70 歳以上	166	26	37		2	65	39.2
	16.6	14.6	18.3		10.5	16.3	
無回答		1	1		13	15	
		0.6	0.5		68.5	3.7	
合計	1,000	178	202	1	19	400	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【問 1】今の益田市は、人権が尊重される社会になっていると思いますか。(〇は1つ)

項 目	回 答	
	件数	%
(1) そう思う	44	11.0
(2) どちらかといえばそう思う	221	55.3
(3) どちらかといえばそうは思わない	90	22.4
(4) そうは思わない	39	9.8
(5) 無回答	6	1.5
計	400	100.0

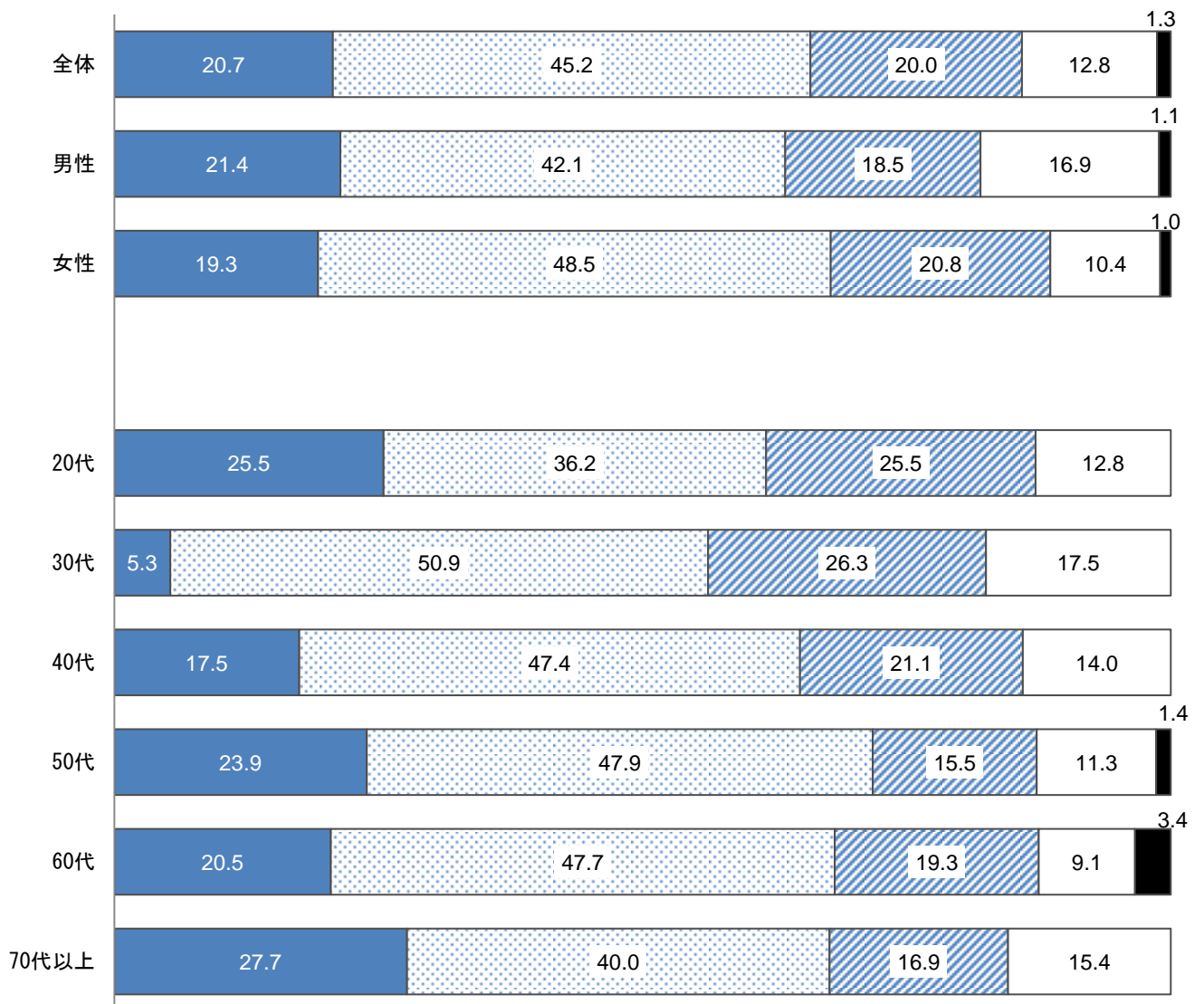
■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかというと思わない □ そう思わない ■ 無回答



【問 2】 あなたの人権意識は5～6年前に比べて高くなっていると思いますか。(〇は1つ)

項 目	回 答	
	件数	%
(1) そう思う	83	20.7
(2) どちらかといえばそう思う	181	45.2
(3) どちらかといえばそうは思わない	80	20.0
(4) そうは思わない	51	12.8
(5) 無回答	5	1.3
計	400	100.0

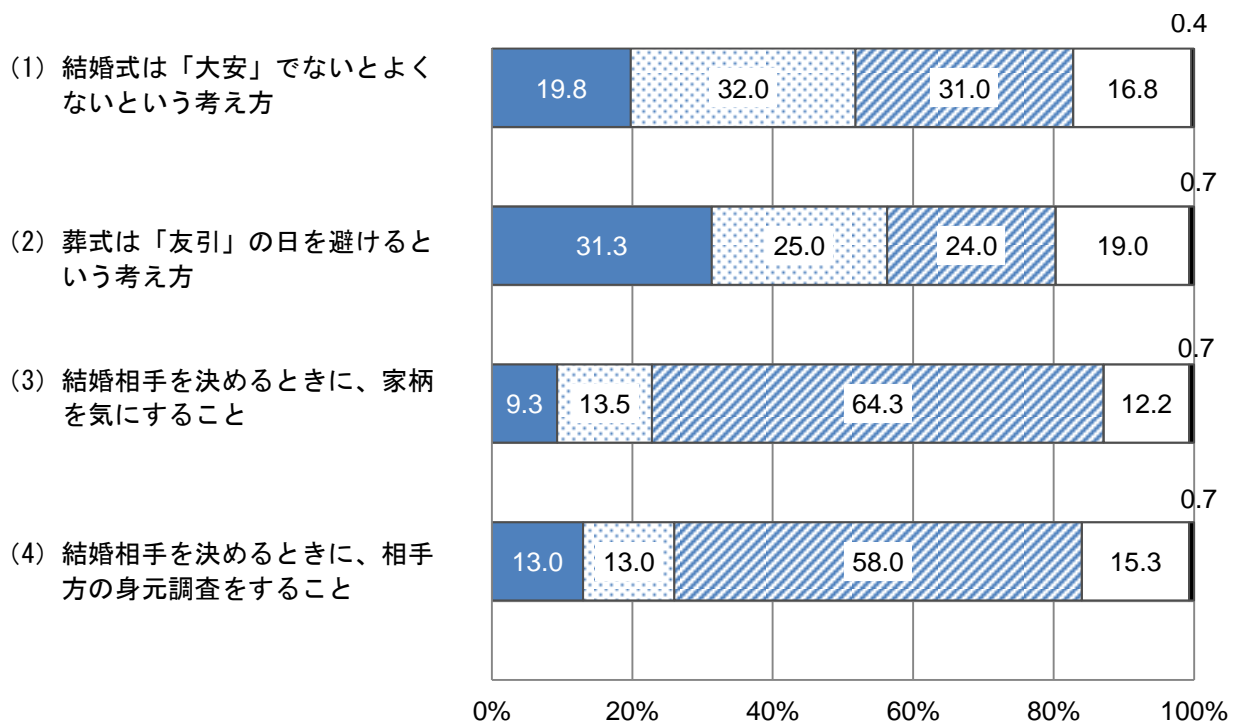
■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかというと思わない ■ そう思わない ■ 無回答



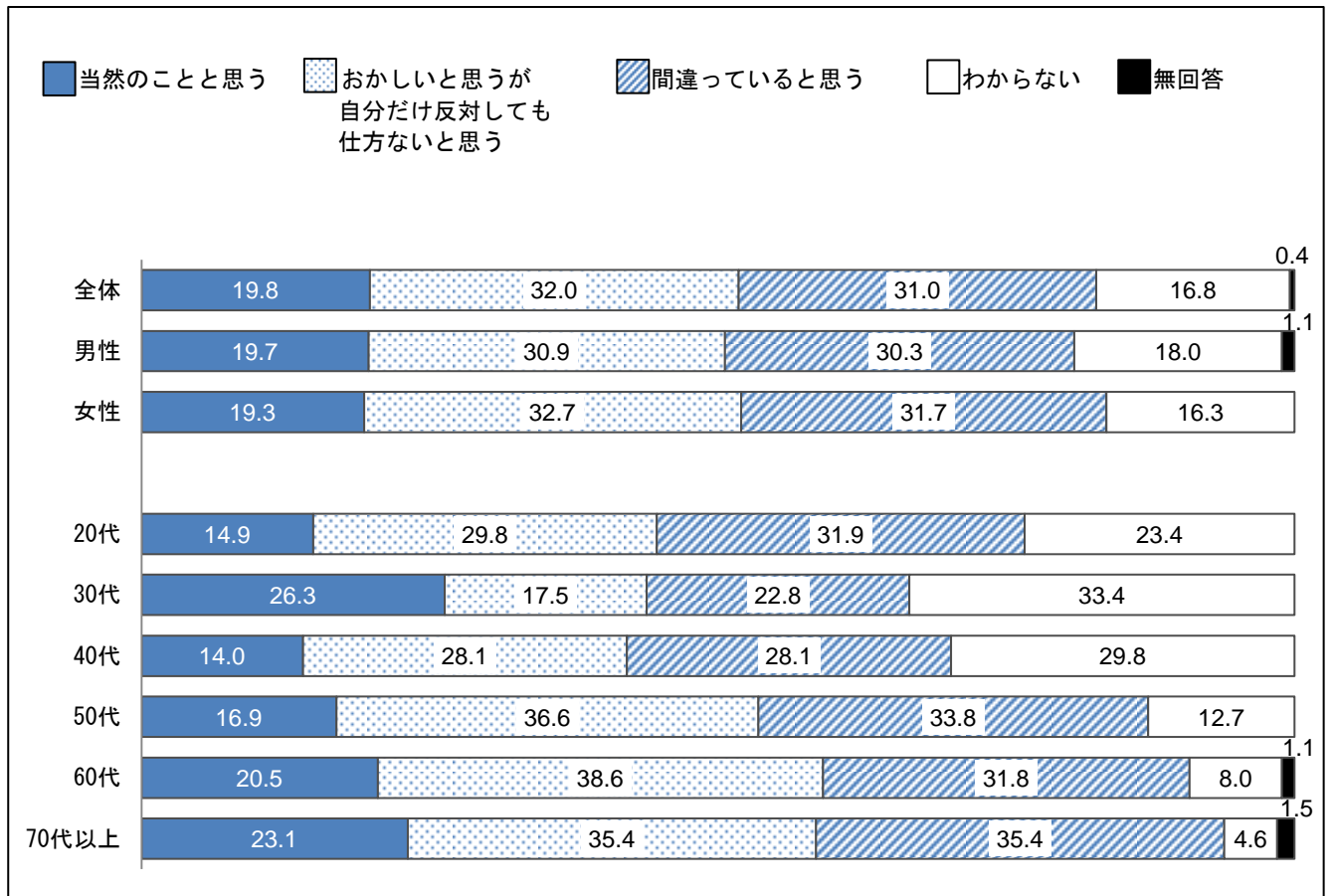
【問3】日本には古くからの言い伝えや考え方などがありますが、次のことについて、どう思いますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

	当然のことと思う	おかしいと思うが 自分だけ反対しても 仕方ないと思う	間違っていると思う	わからない	無回答	計
(1) 結婚式は「大安」の日でないとうよくないという考え方	79	128	124	67	2	400件
	19.8	32.0	31.0	16.8	0.4	100.0%
(2) 葬式は「友引」の日を避けるという考え方	125	100	96	76	3	400件
	31.3	25.0	24.0	19.0	0.7	100.0%
(3) 結婚相手を決めるときに、家柄を気にすること	37	54	257	49	3	400件
	9.3	13.5	64.3	12.2	0.7	100.0%
(4) 結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査をすること	52	52	232	61	3	400件
	13.0	13.0	58.0	15.3	0.7	100.0%

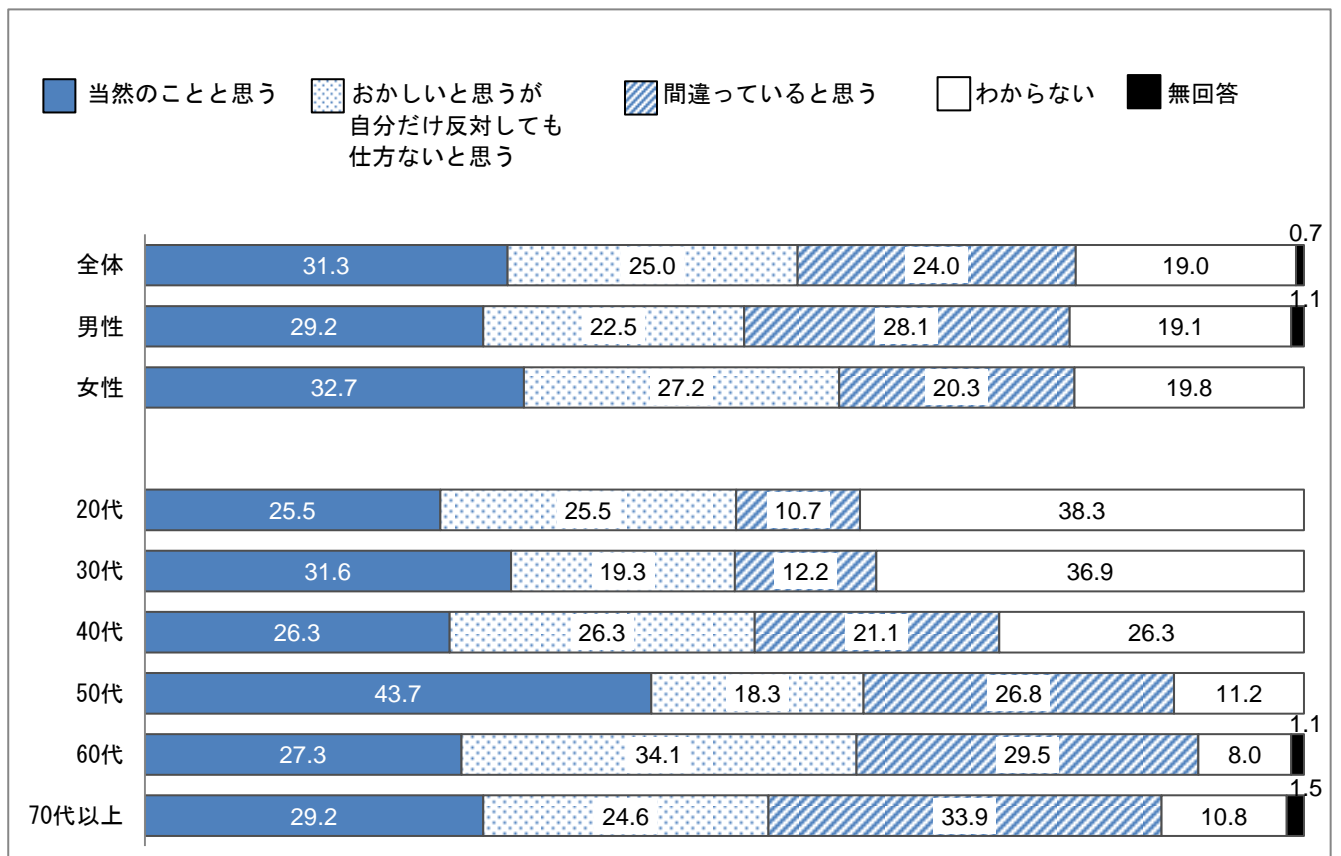
当然のことと思う
 おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方ないと思う
 間違っていると思う
 わからない
 無回答



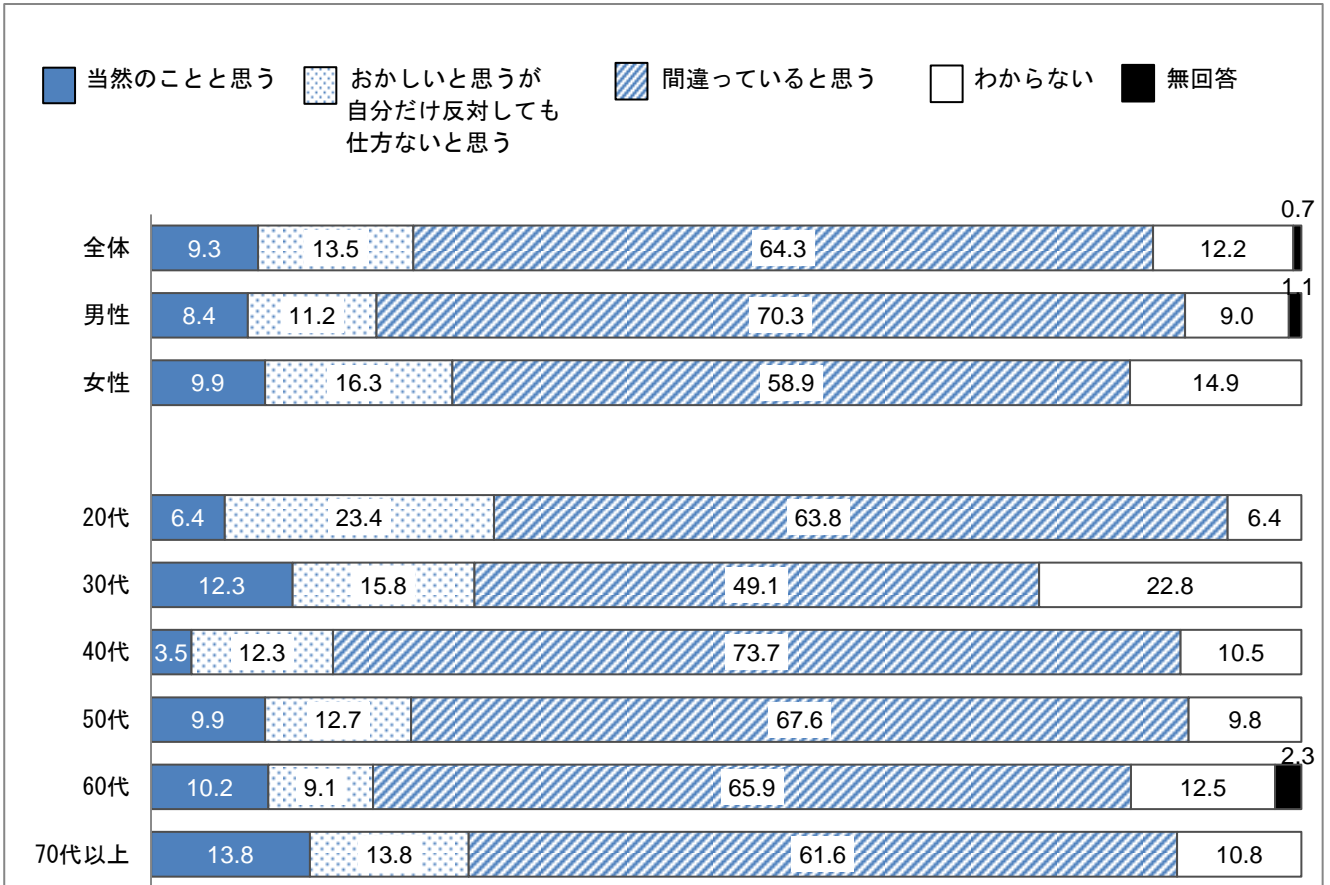
(1) 結婚式は「大安」の日でないとうけないという考え方



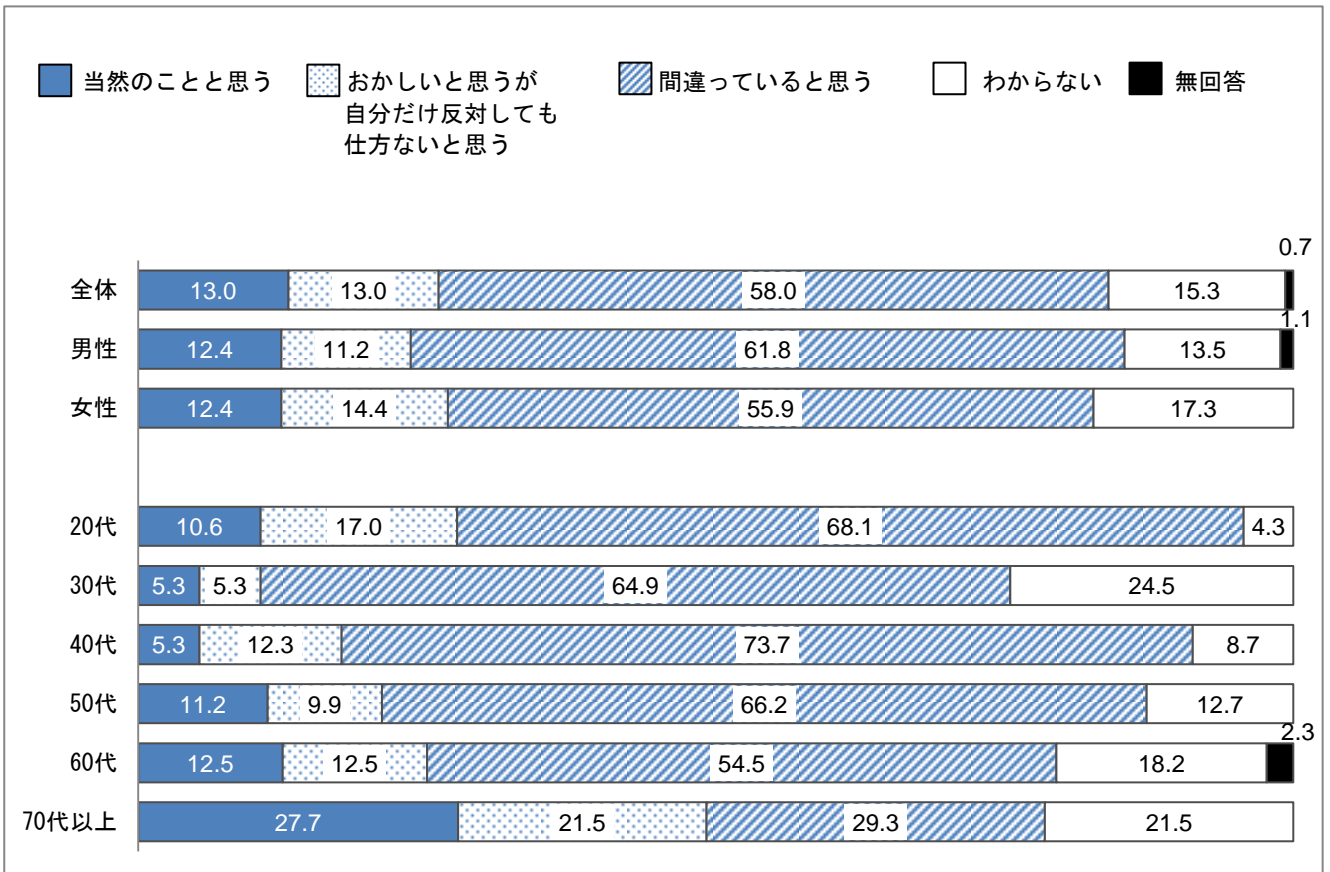
(2) 葬式は「友引」の日を避けるという考え方



(3) 結婚相手を決めるときに、家柄を気にすること

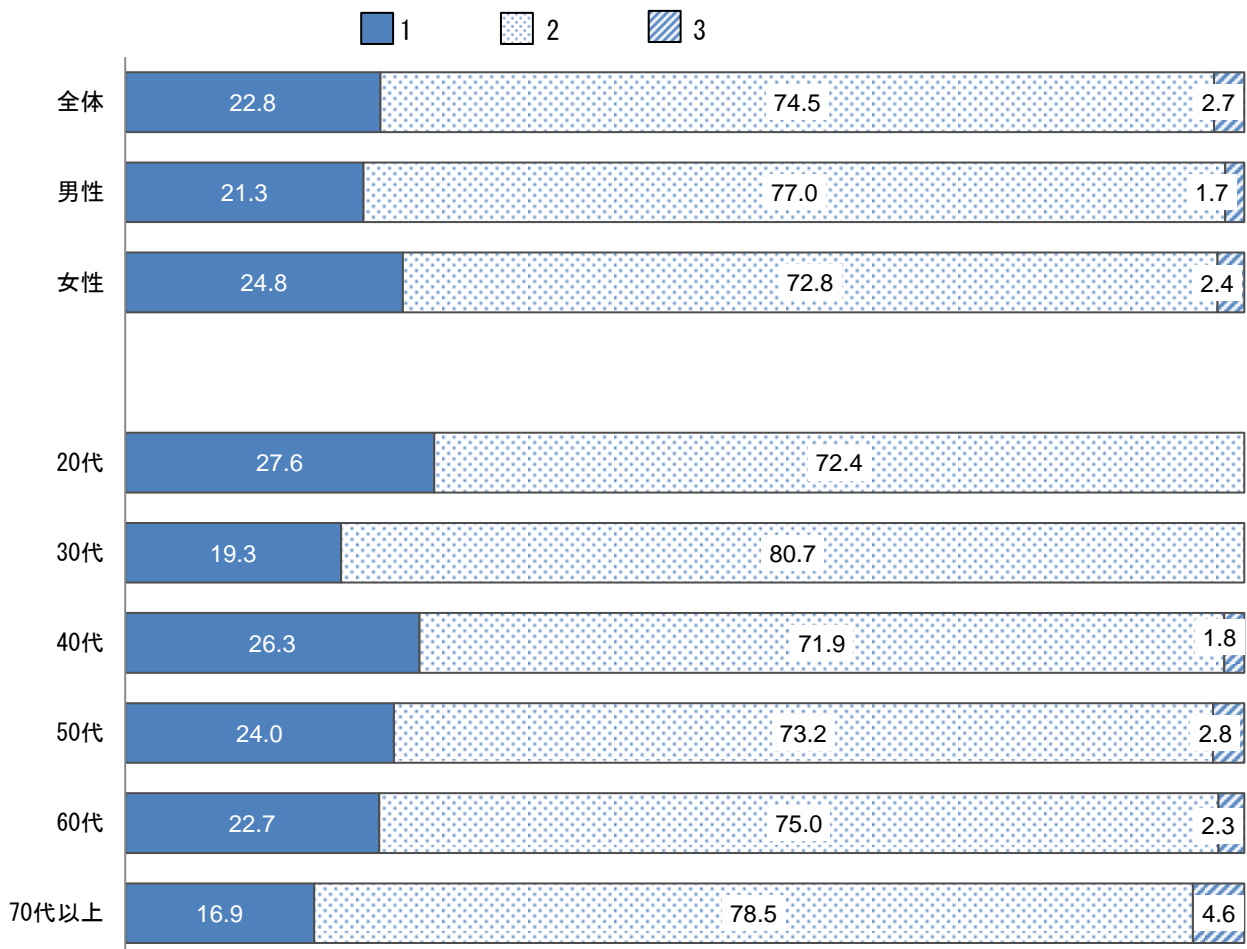


(4) 結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査をすること



【問 4】日常生活の中で、あなたご自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。
 (〇は1つ)

項 目	回 答	
	件数	%
(1)ある	91	22.8
(2)ない	298	74.5
(3)無回答	11	2.7
計	400	100.0

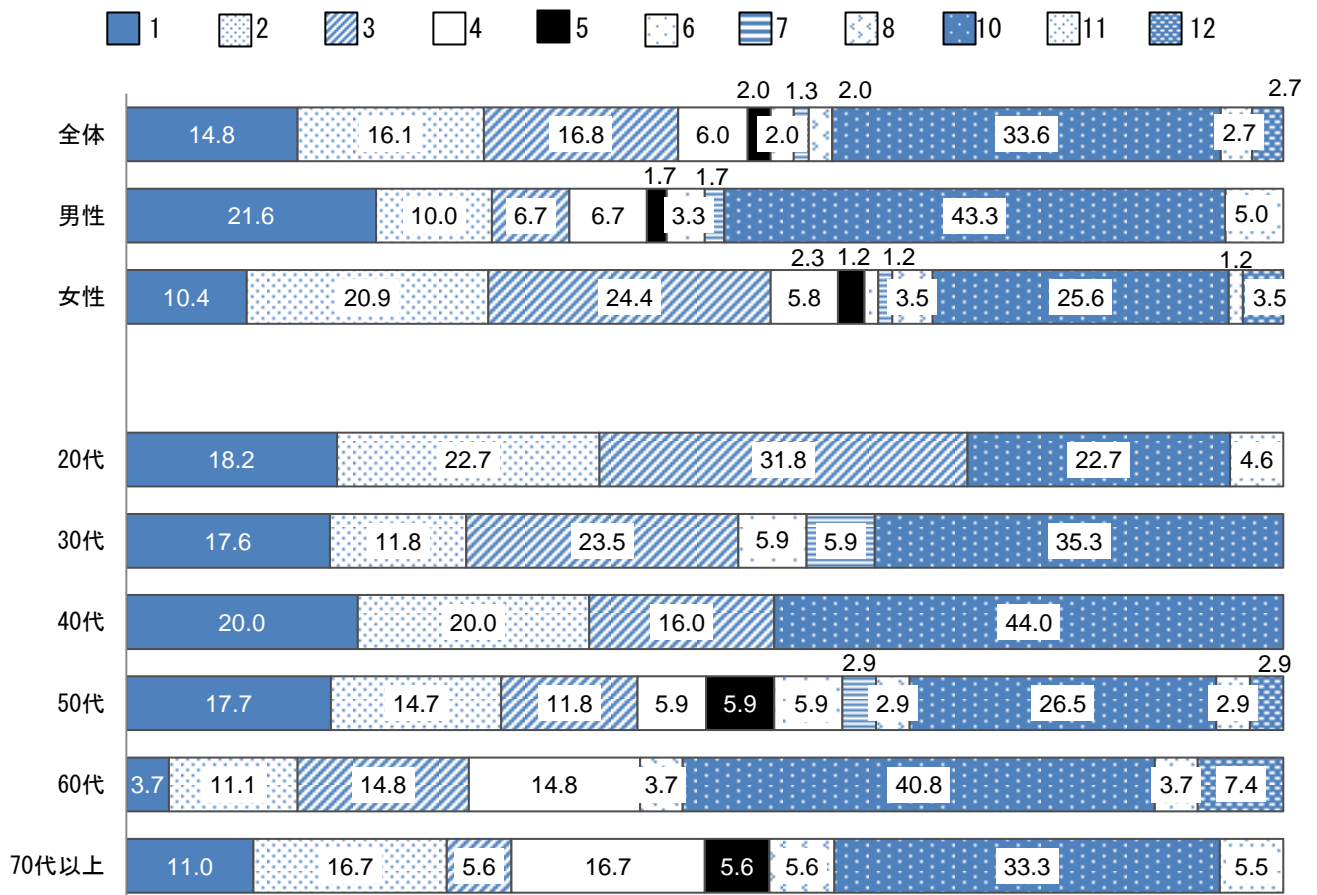


【問5】（問4で1と回答された方に）差別や人権侵害と感じたことはどのようなことですか。
（〇はいくつでも）

項 目	回 答	
	件数	%
(1)公務員等の対応や発言	23	11.2
(2)職場における待遇や上司や同僚などの言動	51	24.9
(3)民間企業等における対応や言動	19	9.2
(4)地域社会におけるしきたり・慣習・役割分担や、近隣の人などの言動	41	20.0
(5)家庭内における家事・子育て等の役割分担や、家族の言動	23	11.2
(6)友人や親せきなどの言動	28	13.7
(7)テレビや新聞、雑誌の内容や報道による侵害	7	3.4
(8)インターネットへの書き込みなどによる侵害	7	3.4
(9)その他	4	2.0
(10)無回答	2	1.0
計	205	100.0

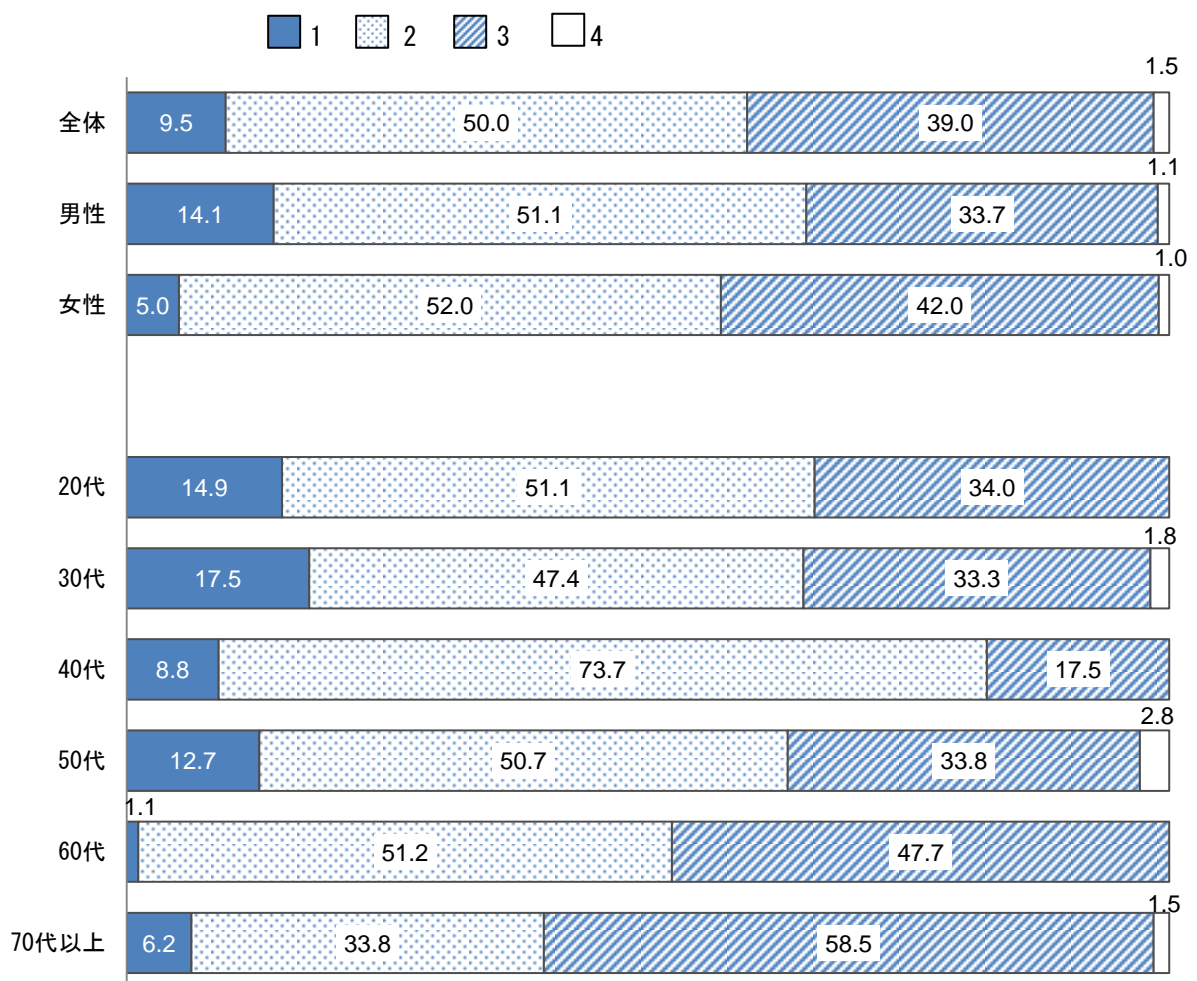
【問6】（問4で1と回答された方に）その時、あなたはどうしましたか。（〇はいくつでも）

項目	回答	
	件数	%
(1)相手に抗議した	22	14.8
(2)家族や親せきに相談した	24	16.1
(3)職場の人や友人に相談した	25	16.8
(4)地域の人に相談した	9	6.0
(5)法務局や人権擁護委員に相談した	3	2.0
(6)県や市の相談窓口や行政担当者に相談した	3	2.0
(7)弁護士に相談した	2	1.3
(8)警察に相談した	3	2.0
(9)民間団体などに相談した	0	0.0
(10)だまっがまんした	50	33.6
(11)その他	4	2.7
(12)無回答	4	2.7
計	149	100.0



【問 7】 あなたは、今までに他人の人権を侵害したことはありますか。(〇は1つ)

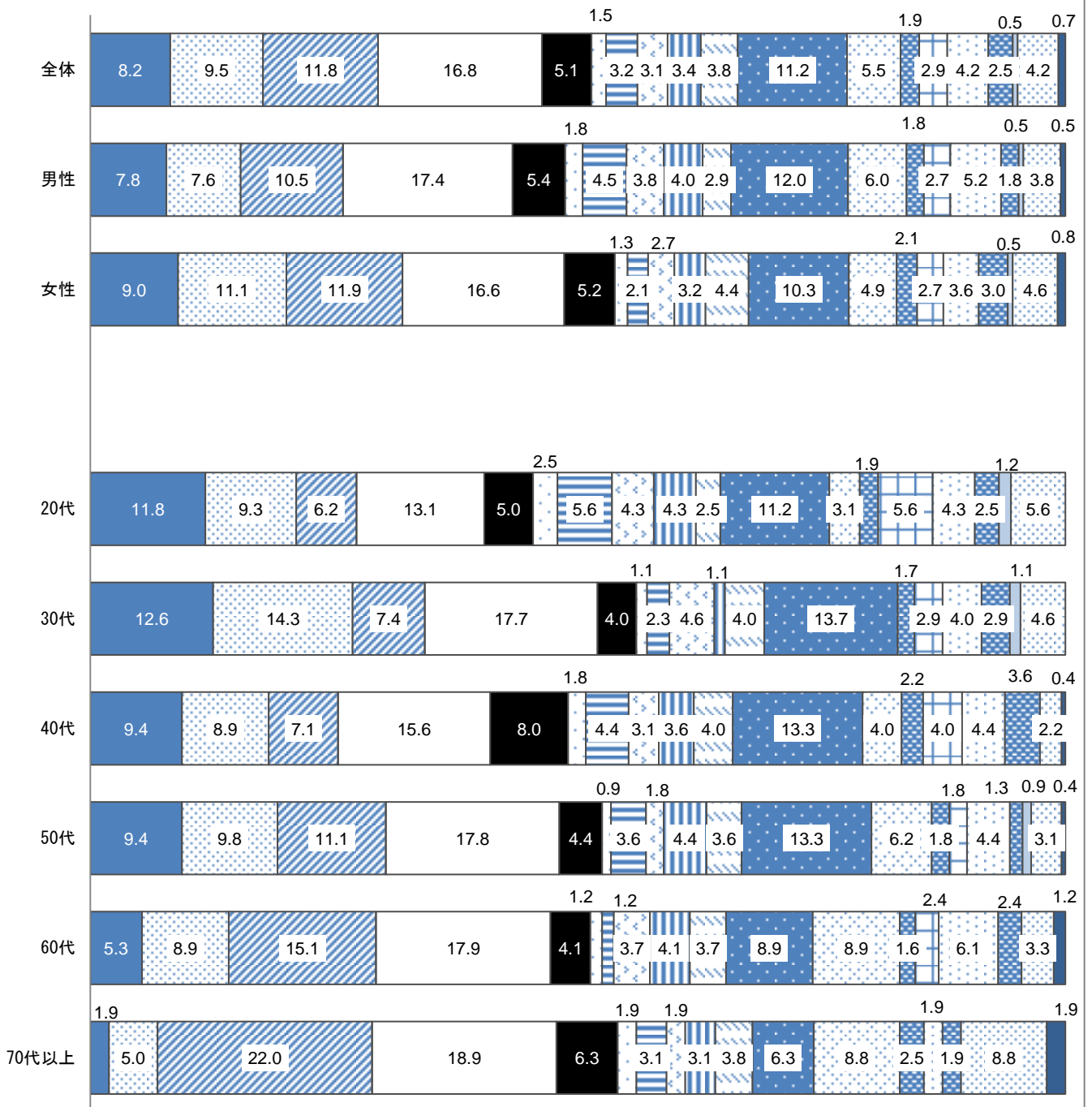
項 目	回 答	
	件数	%
(1)あると思う	38	9.5
(2)自分では気づかなかったが、あるかもしれない	200	50.0
(3)ないと思う	156	39.0
(4)無回答	6	1.5
計	400	100.0



【問8】あなたは、現在どんな人権課題に関心を持っていますか。(〇はいくつでも)

項 目	回 答		項 目	回 答	
	件数	%		件数	%
(1)女性	101	8.2	(11)インターネットによる人権侵害	138	11.2
(2)子ども	116	9.5	(12)北朝鮮によって拉致された被害者等	67	5.5
(3)高齢者	145	11.8	(13)ホームレス	23	1.9
(4)障がいのある人	206	16.8	(14)いわゆるLGBTなど性的少数者	35	2.9
(5)同和問題	63	5.1	(15)人身取引	52	4.2
(6)アイヌの人々	18	1.5	(16)東日本大震災に起因する人権問題	30	2.5
(7)外国人	39	3.2	(17)その他	6	0.5
(8)HIV感染者・ハンセン病回復者等	38	3.1	(18)特にない	52	4.2
(9)刑を終えて出所した人	42	3.4	(19)無回答	9	0.7
(10)犯罪被害者等	47	3.8	合 計	1227	100

- 女性
- ▨ 高齢者
- 同和問題
- ▨ 外国人
- ▨ 刑を終えて出所した人
- インターネットによる人権侵害
- ▨ ホームレス
- ▨ 人身取引
- ▨ その他
- 無回答
- ▨ 子ども
- 障がいのある人
- ▨ アイヌの人
- ▨ HIV感染者・ハンセン病回復者等
- ▨ 犯罪被害者等
- ▨ 北朝鮮によって拉致された被害者等
- ▨ いわゆるLGBTなど性的少数者
- ▨ 東日本大震災に起因する人権問題
- ▨ 特にない

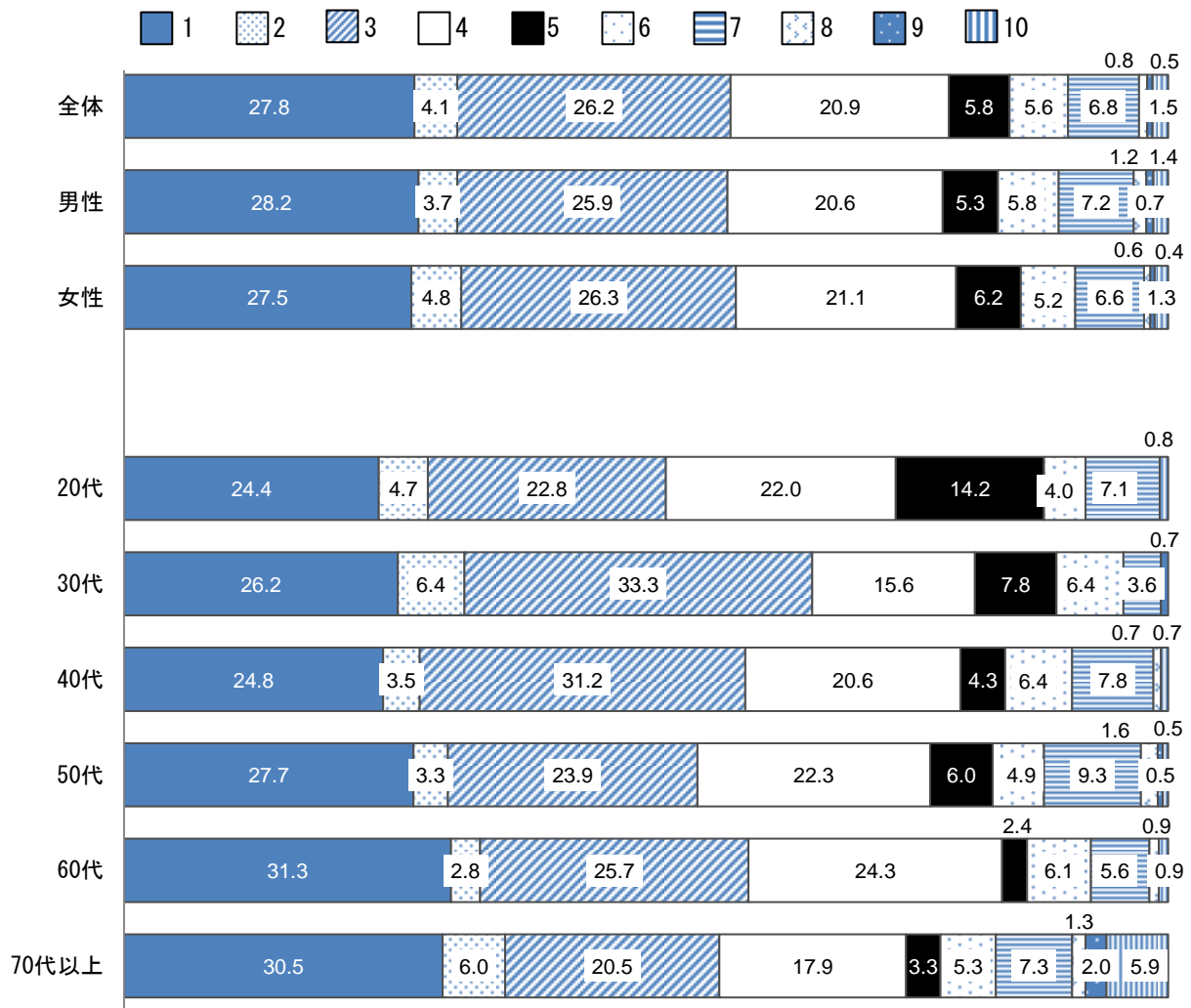


【問9】女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)

項 目	回 答	
	件数	%
(1)「男は仕事、女は家庭」などの男女の固定的な役割分担意識があること	151	16.9
(2)職場において、採用、昇進、賃金等、男女の待遇に差があること	152	17.0
(3)セクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)、マタニティ・ハラスメント(働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為)	188	21.0
(4)ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人などからの暴力)	115	12.8
(5)売春・買春・援助交際	50	5.7
(6)テレビ、雑誌、インターネットなどによるわいせつ情報の氾濫	77	8.6
(7)女性に対する犯罪や暴力に関する支援・相談体制が十分でないこと	114	12.7
(8)その他	7	0.8
(9)特に問題はない	21	2.3
(10)無回答	20	2.2
計	895	100.0

【問 10】子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は3つまで)

項 目	回 答	
	件数	%
(1)仲間はすれや無視、暴力やいやがらせなどいじめをすること	275	27.8
(2)教師が子どもをなぐるなど体罰を加えること	41	4.1
(3)親などが子どもに暴力を加えたり、育児放棄など虐待すること	259	26.2
(4)いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること	207	20.9
(5)進学先や就職先の選択について、大人の意見を押しついたりすること	57	5.8
(6)児童買春、援助交際、児童ポルノなど	55	5.6
(7)子どものための相談・支援体制が十分でないこと	67	6.8
(8)その他	8	0.8
(9)特に問題はない	5	0.5
(10)無回答	15	1.5
計	989	100.0



【問 11】 高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)

項 目	回 答	
	件数	%
(1)働ける場所や能力を發揮する機会が少ないこと	131	14.0
(2)悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと	190	20.3
(3)家庭や地域での役割がなく孤立すること	98	10.5
(4)道路の段差解消、エレベータの設置など高齢者が暮らしやすいまちづくりが十分でないこと	73	7.8
(5)家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けること	106	11.3
(6)病院や福祉施設において対応が不十分であったり、虐待を受けること	119	12.8
(7)在宅で生活する場合の支援体制が十分でないこと	178	19.1
(8)その他	5	0.5
(9)特に問題はない	20	2.1
(10)無回答	15	1.6
計	935	100.0

【問 12】 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。

(〇は3つまで)

項 目	回 答	
	件数	%
(1)障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと	238	26.0
(2)道路の段差解消、音声案内の設置など誰もが暮らしやすいまちづくりが十分でないこと	97	10.6
(3)スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと	37	4.1
(4)働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと	161	17.6
(5)就職の際や職場で不利な扱いを受けること	84	9.2
(6)身近な地域での福祉サービスが十分でないこと	55	6.1
(7)学校の受入体制が十分でないこと	32	3.5
(8)宿泊施設や店舗等への入店や施設利用を拒否されること	12	1.3
(9)障がいのある人を虐待する、避ける、傷つける言葉を使うこと	118	12.9
(10)本人やその家族に対する結婚差別があること	39	4.3
(11)その他	5	0.5
(12)特に問題はない	21	2.3
(13)無回答	15	1.6
計	914	100.0

【問 13】 同和問題について初めて知ったのはどのようなきっかけでしたか。(〇は1つ)

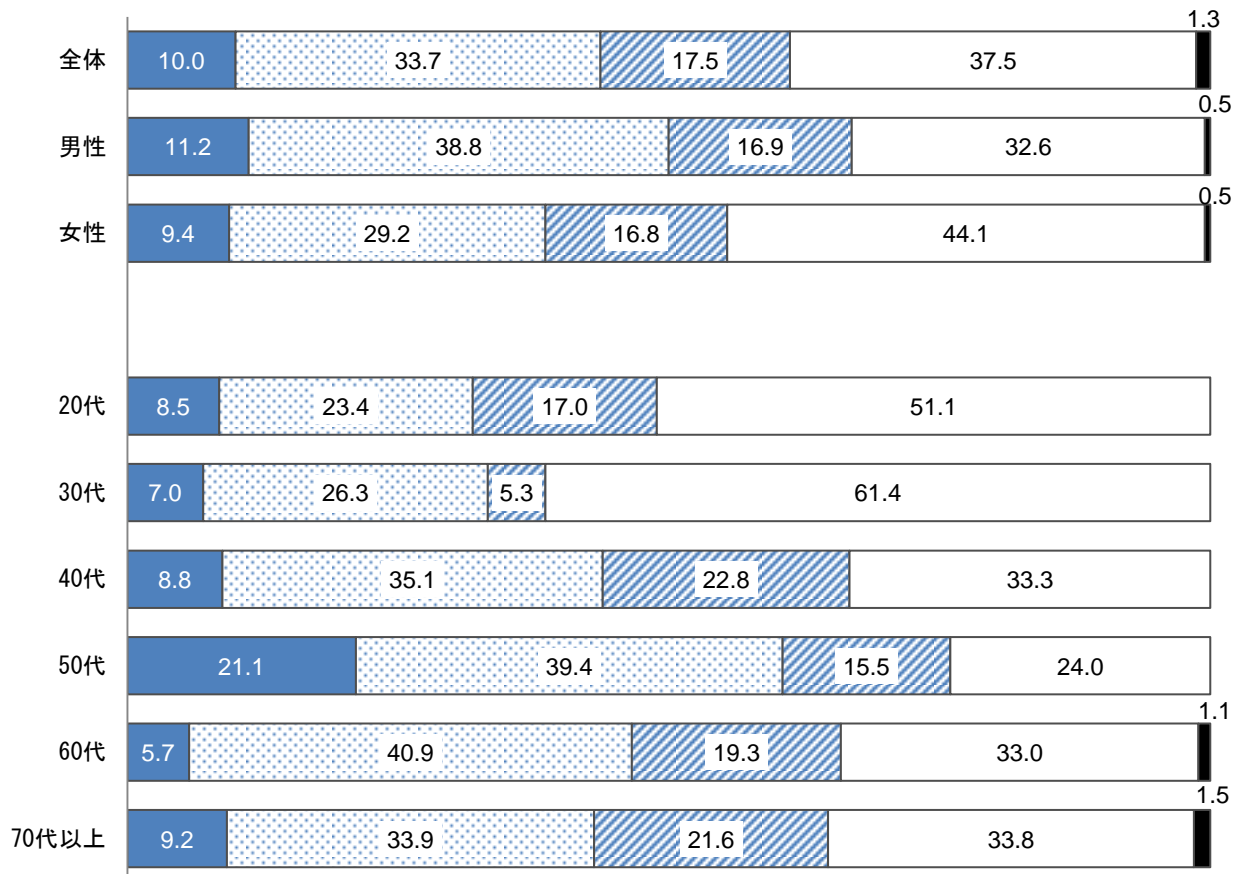
項 目	回答	
	件数	%
(1) 家族・親せきの人から聞いた	78	18.0
(2) 近所の人から聞いた	10	2.3
(3) 友達から聞いた	10	2.3
(4) 職場の人から聞いた	24	5.5
(5) 学校の授業で教わった	134	30.9
(6) 講演会、研修会などで聞いた	41	9.4
(7) 県・市町村の広報で読んだ	15	3.5
(8) テレビ、インターネット、本などで知った	39	9.0
(9) その他	8	1.8
(10) 覚えていない	37	8.5
(11) 同和問題のことは知らない	32	7.4
(12) 無回答	6	1.4
計	434	100.0

※複数回答あり

【問 14】 益田市には同和問題に起因する差別はありますか。(〇は1つ)

項 目	回 答	
	件数	%
(1)あると思う	40	10.0
(2)昔ほどではないがあると思う	135	33.7
(3)ないと思う	70	17.5
(4)わからない	150	37.5
(5)無回答	5	1.3
計	400	100.0

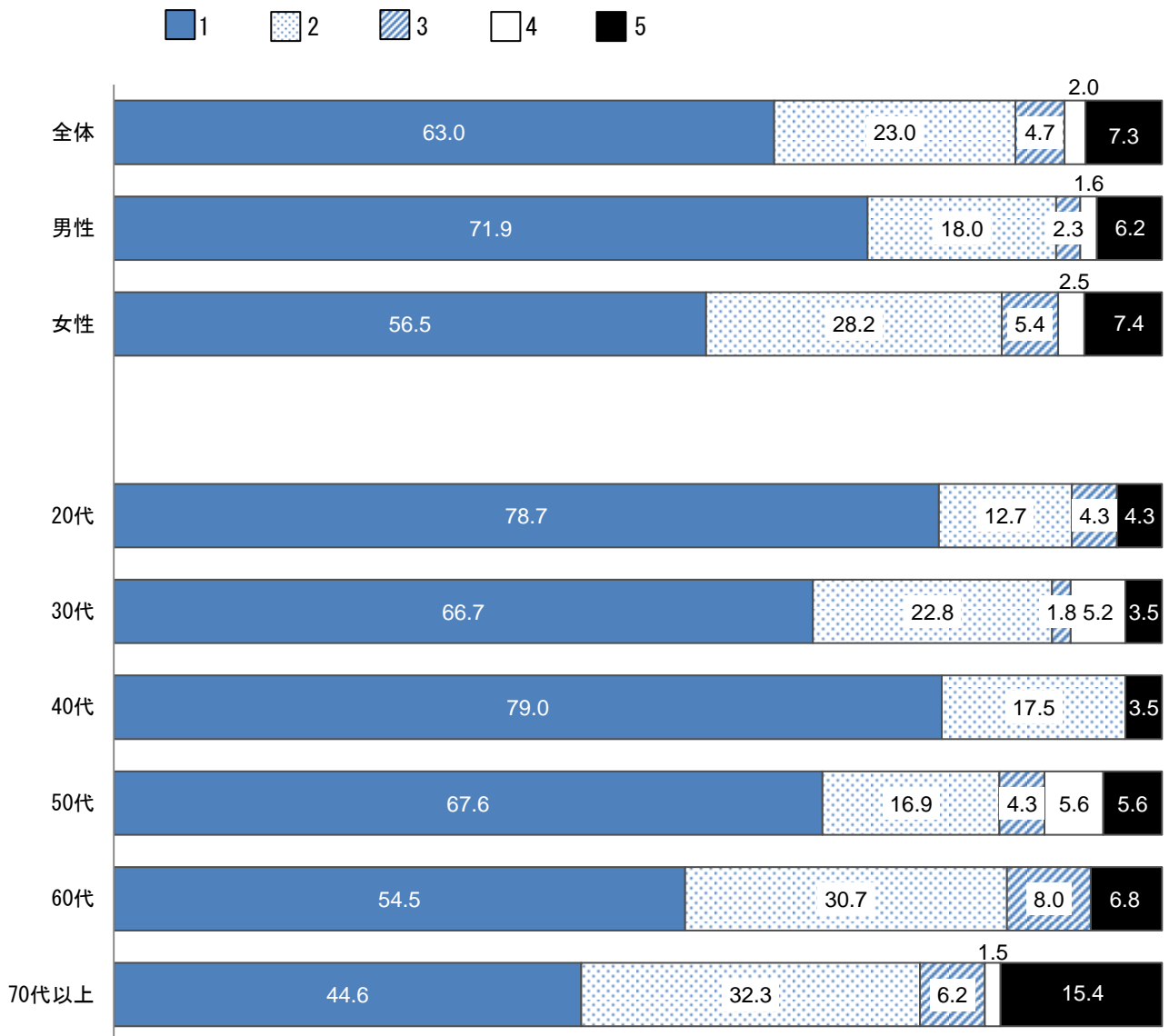
■あると思う ■昔ほどではないがあると思う ■ないと思う □わからない ■無回答



【問 15】 同和地区出身の人との結婚について、お聞きします。

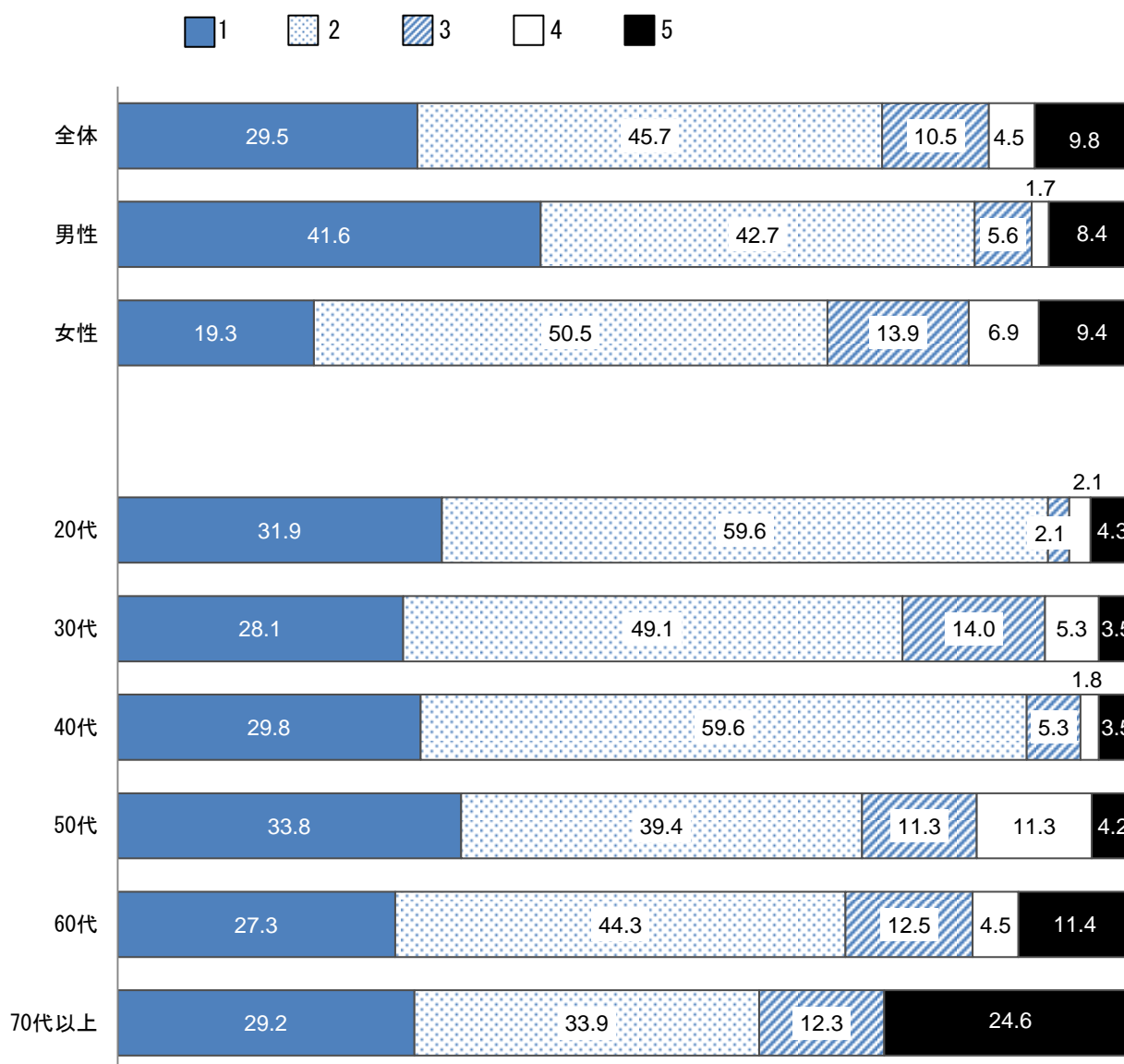
(1) あなたのお子さんが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、あなたはどのようにしますか。(〇は1つ)

項 目	回 答	
	件数	%
(1)子どもの意思を尊重する	252	63.0
(2)親としては反対するが、子どもの意思が強ければ結婚を認める	92	23.0
(3)家族の者や親せきの反対があれば、結婚を認めない	19	4.7
(4)絶対に結婚を認めない	8	2.0
(5)無回答	29	7.3
計	400	100.0



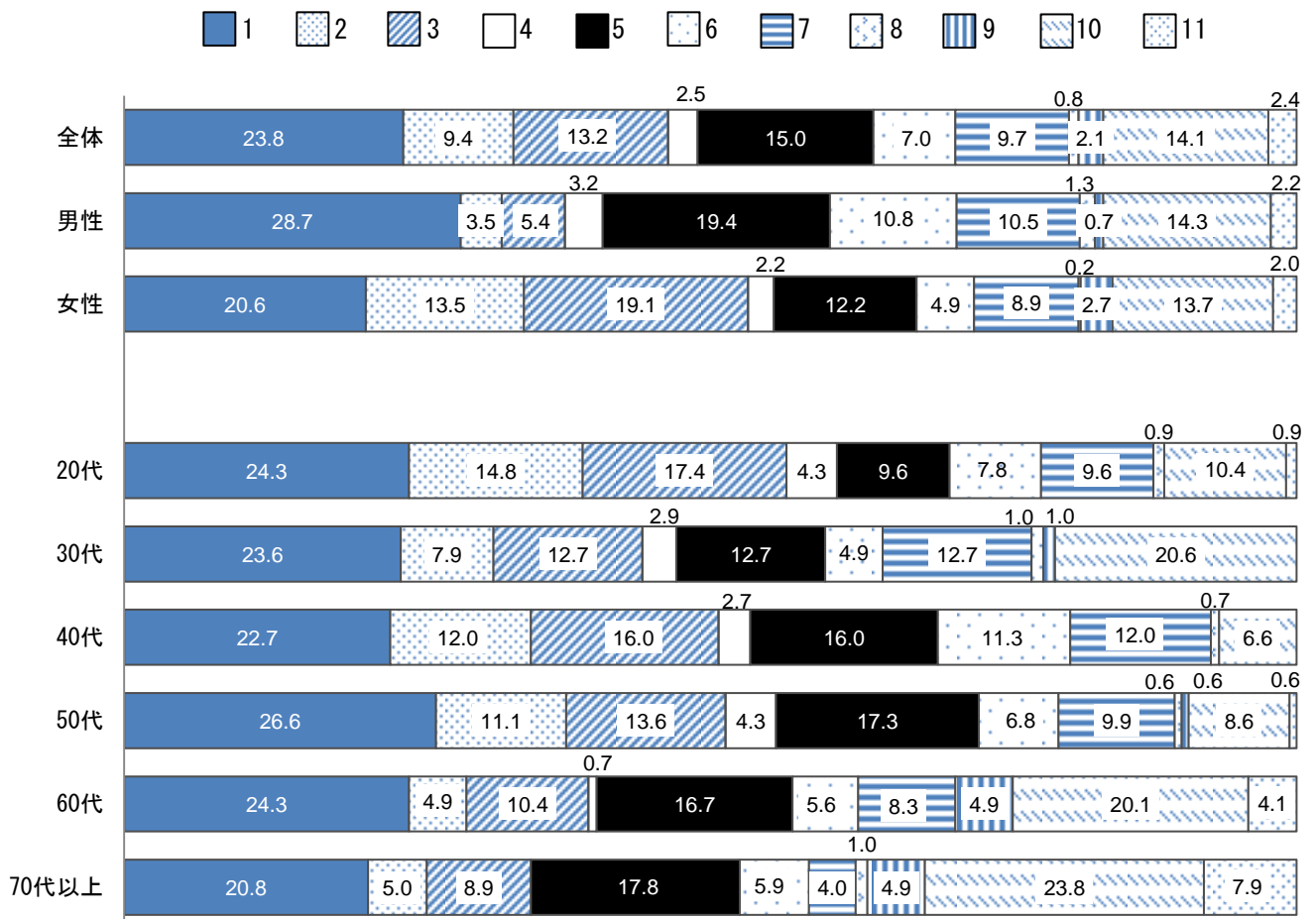
(2) あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。(〇は1つ)

項目	回答	
	件数	%
(1)自分の意思を貫いて結婚する	118	29.5
(2)親などを説得し、自分の意思を貫いて結婚する	183	45.7
(3)家族や親せきの反対があれば、結婚しない	42	10.5
(4)結婚をあきらめる	18	4.5
(5)無回答	39	9.8
計	400	100.0



【問 16】 同和問題について、現在、どのような人権上の問題が起きていると思いますか。
 (〇はいくつでも)

項 目	回答	
	件数	%
(1)結婚問題で周囲が反対すること	189	23.8
(2)就職の際や職場で不利な扱いをすること	75	9.4
(3)差別的な言動をすること	105	13.2
(4)差別的な落書きをすること	20	2.5
(5)身元調査をすること	119	15.0
(6)インターネットを利用して、差別的な情報を掲載すること	56	7.0
(7)土地差別問題	77	9.7
(8)その他	6	0.8
(9)特に問題はない	17	2.1
(10)わからない	112	14.1
(11)無回答	19	2.4
計	795	100.0



【問 17】 同和問題の解決に対するあなたの考え方はどうですか。(○は 1 つ)

項 目	回 答	
	件数	%
(1) 同和地区以外の人には直接関係のない問題だと思う	17	4.3
(2) 自分ではどうしようもない問題だから、成り行きにまかせるより仕方がないと思う	57	14.2
(3) 自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う	21	5.3
(4) 基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う	155	38.7
(5) よく考えていない	125	31.2
(6) 無回答	25	6.3
計	400	100.0

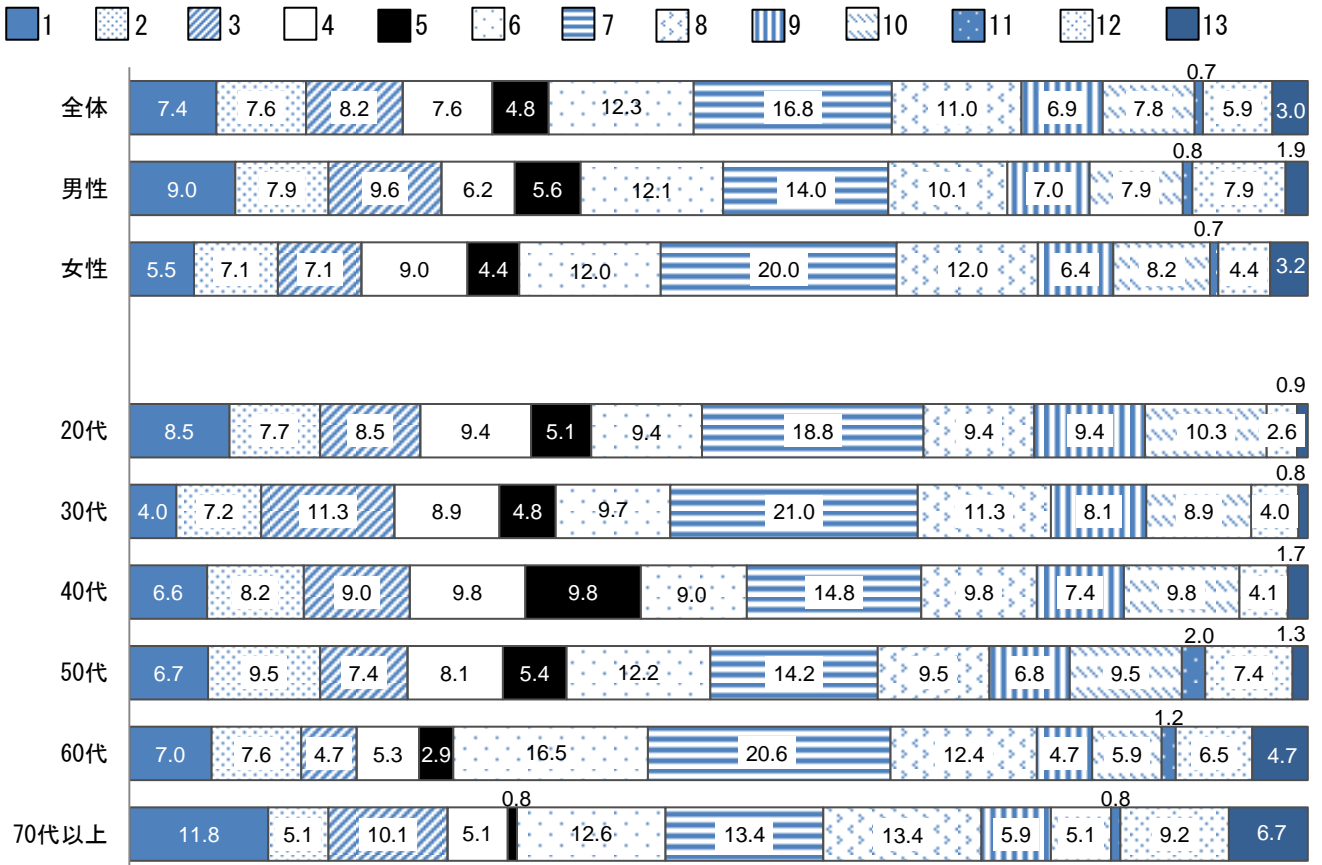
【問 18】 同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。(〇は3 つまで)

項 目	回答	
	件数	%
(1)差別をなくし人権を大切にす教育や啓発を積極的に進める	199	25.8
(2)同和問題に関する人権相談窓口を充実させる	66	8.5
(3)同和問題のことなど口に出さないでそっとしておけばそのうち差別は自然になくなる	92	11.9
(4)差別をしたり、差別を営利目的などに使う人を法律で処罰する	39	5.1
(5)同和地区の人が一定の地区にかたまって生活しないで分散して住むようにする	61	7.9
(6)同和地区の人自身が、差別に負けないで行政や同和地区以外の人に積極的に働きかけていく	39	5.1
(7)同和地区の住宅環境や生活環境を整備・改善する	31	4.0
(8)同和地区の人たちの生活の安定や教育・文化の向上を図り生活力を高める	52	6.7
(9)同和地区内外の交流を進める	59	7.6
(10)どのようにしても差別はなくならないと思う	42	5.4
(11)その他	18	2.4
(12)わからない	60	7.8
(13)無回答	14	1.8
計	772	100.0

【問 19】日本で生活する外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。

(〇は3つまで)

項目	回答	
	件数	%
(1)じろじろ見たり、避けたりすること	61	7.4
(2)外国人の意見や行動・文化などを尊重しないこと	63	7.6
(3)差別的な発言や行為をすること	68	8.2
(4)アパートや住宅への入居が困難なこと	63	7.6
(5)就職の際や職場において不利な扱いをすること	40	4.8
(6)施設・道路・鉄道案内の外国語表記など、外国人にも暮らしやすいまちづくりが図られていないこと	102	12.3
(7)外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと	139	16.8
(8)近隣や地域の人との交流や理解を深める機会が少ないこと	91	11.0
(9)日本人と同等のサービスが(医療、福祉、教育など)受けられないこと	57	6.9
(10)災害時など緊急を要する際に、情報伝達が十分でないこと	65	7.8
(11)その他	6	0.7
(12)特に問題はない	49	5.9
(13)無回答	25	3.0
計	829	100.0



【問 20】 エイズ患者や HIV（エイズウイルス）感染者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（〇は 3 つまで）

項 目	回 答	
	件数	%
(1) 患者や感染者のプライバシーが守られないこと	97	13.3
(2) 就職の際や職場において不利な扱いをすること	55	7.5
(3) 病院での治療や入院を断ること	38	5.2
(4) 無断でエイズ検査等をする事	18	2.5
(5) 差別的な発言や行為をすること	102	14.0
(6) 患者や感染者のための相談・支援体制が十分でないこと	110	15.1
(7) エイズ・HIVに関する正しい認識や理解が十分でないこと	228	31.3
(8) その他	7	1.0
(9) 特に問題はない	41	5.6
(10) 無回答	33	4.5
計	729	100.0

【問 21】 ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。
 (〇は3 つまで)

項 目	回 答	
	件数	%
(1)じろじろ見たり、避けたりすること	98	12.0
(2)病院での治療や入院を断ること	22	2.7
(3)家族や親せきからつきあいを拒絶されること	68	8.3
(4)社会復帰が困難なこと	119	14.5
(5)差別的な発言や行為をすること	78	9.5
(6)アパートや住宅への入居が困難なこと	22	2.7
(7)旅館やホテルなどの利用で不当な扱いを受けること	20	2.4
(8)怖い病気といった誤解があること	174	21.3
(9)ハンセン病回復者のための相談・支援体制が十分でないこと	72	8.8
(10)近隣や地域の人との交流や理解を深める機会が少ないこと	55	6.7
(11)その他	14	1.7
(12)わからない	41	5.1
(13)無回答	35	4.3
計	818	100.0

【問 22】 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。
 (〇は3つまで)

項 目	回 答	
	件数	%
(1) 犯罪行為によって経済的な負担を強いられること	62	7.2
(2) 事件に関して、周囲でうわさ話をすること	168	19.5
(3) 「被害者にも問題があった」などと非難すること	102	11.8
(4) 捜査や裁判によって精神的・経済的負担がかかること	113	13.1
(5) 報道によりプライバシーが侵害され、私生活の平穏が保てなくなること	272	31.6
(6) 犯罪被害者等のための相談・支援体制が十分でないこと	85	9.9
(7) その他	5	0.6
(8) 特に問題はない	28	3.3
(9) 無回答	26	3.0
計	861	100.0

【問 23】 インターネットを悪用した人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は3つまで)

項 目	回 答	
	件数	%
(1)他人へのひどい悪口や差別的な表現などを掲載すること	231	25.5
(2)出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること	108	11.9
(3)事件の捜査対象となっている未成年者の名前や顔写真を掲載すること	48	5.3
(4)ポルノ画像など有害なホームページがあること	63	6.9
(5)一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること	188	20.7
(6)インターネット上で人権侵害を受けた人のための相談・支援体制が十分でないこと	61	6.7
(7)法的規制が不十分であったり、違法な情報発信者に対する監視・取り締まりが十分でないこと	151	16.6
(8)その他	8	0.9
(9)特に問題はない	18	2.0
(10)無回答	32	3.5
計	908	100.0

【問 24】 東日本大震災に起因する人権問題として、特にどのようなことが問題だと思えますか。
 (〇は3つまで)

項 目	回 答	
	件数	%
(1) 避難生活でプライバシーが守られないこと	199	23.2
(2) デマや風評などによる差別的な言動が起きること	167	19.5
(3) 要支援者（障がい者・高齢者・乳幼児・妊婦等）や外国人に対して、配慮が十分行き届かないこと	151	17.6
(4) 女性や子育て家庭への配慮が十分行き届かないこと	105	12.3
(5) 生活環境の変化に伴うストレス・いさかい・虐待が起ること	173	20.2
(6) その他	12	1.4
(7) 特に問題はない	21	2.5
(8) 無回答	29	3.3
計	857	100.0

【問 25】 いわゆる LGBT など性的少数者に関することで、人権上特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)

項 目	回 答	
	件数	%
(1) 性的少数者に対する社会的理解が低いため、誤解や偏見があること	245	31.4
(2) 就職や仕事の内容、待遇などで不利な扱いを受けること	57	7.3
(3) 地域社会・職場・家庭・学校などで排除され、孤立すること	100	12.8
(4) いやがらせをしたり、差別的な言動をすること	110	14.1
(5) 法整備が十分でないこと	73	9.4
(6) 就職や住居への入居の際などに性別について聞くこと	15	1.9
(7) 性的少数者のための相談・支援体制が十分でないこと	99	12.7
(8) その他	3	0.4
(9) 特に問題はない	32	4.1
(10) 無回答	46	5.9
計	780	100.0

【問 26】 人権が尊重される社会を実現するためには、行政の施策として、今後、特にどのような取組が必要だと思いますか。（〇は3つまで）

項 目	回 答	
	件数	%
(1)人権施策に関する指針の策定と市民への周知	121	13.8
(2)人権意識を高めるための市民啓発の充実	114	13.0
(3)学校や地域における人権教育の充実	216	24.7
(4)社会における不公平な格差を解消するための施策の充実	130	14.8
(5)公務員など公的職場に勤める職員の人権意識の向上	98	11.2
(6)企業における人権意識の向上	79	9.0
(7)人権侵害に対する救済策の強化	60	6.8
(8)その他	7	0.8
(9)特に取り組む必要はない	15	1.7
(10)無回答	37	4.2
計	877	100.0

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形にお

いても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ

家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有

する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これは侵してはならない。

第 22 条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 99 条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

同和対策審議会答申(抄)

昭和40年8月11日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

同和対策審議会会長 木村忠二郎

昭和36年12月7日総審第194号をもって、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果、別紙のとおり答申する。

◆前文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日に重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

◆第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現在社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成

していることにある。最近この集团的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまりかわらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやがて同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新らしく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立

しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでもと残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようとして、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字では封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就業の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみ

でも、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の説明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

益田市附属機関設置条例（抄）

平成 25 年 3 月 28 日
益田市条例第 13 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置等）

第 2 条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担当事務、委員の定数及び構成、任期並びに表決方法については、同表に掲げるとおりとする。

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員の定数及び公正	委員の任期	表決方法
市長	益田市人権・同和問題解決推進委員会	人権センターが行う事業並びに人権・同和問題基本計画の推進、評価及び見直しその他必要な事項について協議し、建議すること	25 人以内 1 教育関係者 2 社会福祉団体の代表者 3 地域住民の代表者 4 学識経験者 5 市職員 6 その他市長が特に必要と認める者	2 年	出席委員の過半数

益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則

平成 15 年 3 月 27 日
益田市規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、益田市附属機関設置条例(平成 25 年益田市条例第 13 号)の規定に基づき、益田市人権・同和問題解決推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の再任)

第 3 条 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事に当たり、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉環境部人権センターにおいて処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

附 則(平成 15 年 11 月 28 日規則第 40 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 22 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

益田市人権・同和問題解決推進委員会委員名簿

(任期)平成27年4月1日～平成29年3月31日

NO	氏 名	役 職	構 成
1	水 上 芳 枝	益田市教育委員会代表	教育関係者
2	宮 本 善 行	石西地区高等学校等人権・同和教育研究協議会会長	
3	佐々木 直	益田市小中学校校長会代表	
4	松 田 淳	児童生徒支援加配推進者等代表	
5	齋 藤 眸	益田市社会福祉協議会会長	社会福祉団体の 代表者
6	田 原 喜世子	益田市民生委員・児童委員協議会代表	
7	安 部 利 一	益田市身体障害者福祉協会代表	
8	福 田 綾 子	美都地域代表	地域住民の 代表者
9	寺 戸 和 子	匹見地域代表	
10	熊 谷 和 男	益田市地区振興センター・公民館長会代表	その他市長が特 に必要と認める者
11	椿 孝 二	部落解放同盟島根県連合会石西支部代表	
12	安 成 甲	在日大韓国民国民団代表	
13	高 橋 康 子	デートDV防止ますだ代表	
14	永 田 賢 治	NPO法人多文化共生と人権文化LAS代表	
15	月 輪 一 弘	石西地域人権を考える企業等連絡協議会会長	
16	青 戸 早 苗	益田人権擁護委員協議会代表	
17	尾 庭 昌 喜	益田市人権・同和教育推進協議会連絡会会長	
18	大 羽 恭 子	島根県西部人権啓発推進センター長	学識経験者
19	村 上 三恵子	益田市福祉環境部健康・子育て推進監	市関係

益田市人権施策推進委員会規程

平成 28 年 6 月 6 日
益田市訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)に定める基本理念にのっとり、人権を尊重し明るく住みよい社会の実現に向けた人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るため、益田市人権施策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進に関すること。
- (2) 益田市人権・同和問題基本計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (3) 計画及びこれに基づく施策の進捗管理に関すること。
- (4) 計画の見直しに関すること。
- (5) 計画及びこれに基づく施策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会の会議は、委員長(前項の場合にあっては、副委員長)が招集し、その議長となる。

(部会)

第 4 条 委員長は、第 2 条第 4 号の計画の見直しに当たり、委員会に部会を置き、計画の見直しの原案を作成させることができる。

2 部会は、委員長が指名する部会長及び部員をもって組織する。

3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 5 条 委員会及び部会の庶務は、福祉環境部人権センターにおいて処理する。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 6 月 6 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

委員長	福祉環境部長
副委員長	教育部長
委員	健康子育て推進監、人事課長、子育て支援課長、健康増進課長、生活福祉課長、高齢者福祉課長、人権センター館長、美都総合支所住民福祉課長、匹見総合支所住民福祉課長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長

人権課題に関連する益田市の計画や方針等

人権課題	計画や方針等の名称	担当課
同和問題等	益田市人権・同和問題基本計画	人権センター
女性	益田市男女共同参画推進条例	人権センター
	第3次益田市男女共同参画計画	
子ども	益田市教育に関する大綱	教育総務課
	益田市教育ビジョン	
	益田市いじめ防止基本方針	学校教育課
	益田市子ども・子育て支援事業計画	子育て支援課
高齢者	えっとまめなプラン (第6期益田市老人福祉計画・益田市介護保険事業計画)	高齢者福祉課
障がいのある人	安心いきいきプラン (第4期益田市障がい者基本計画・益田市障がい福祉計画)	生活福祉課
外国人	益田市在日外国人学校教育基本方針	学校教育課
全般	第2期益田市地域福祉計画・益田市地域福祉活動計画	生活福祉課
	健康ますだ市21計画	健康増進課
	益田市社会教育推進計画	社会教育課

益田市人権・同和問題基本計画

発行年月：平成 29 年 3 月

発 行：益田市福祉環境部人権センター

〒698-0036 島根県益田市須子町 3 番 1 号

T E L : (0856) 31-0412

F A X : (0856) 31-0414

E-mail : jinken@city.masuda.lg.jp